

目 次

ア. 設置の趣旨及び必要性	
1. 設置の趣旨	1
2. 看護学部設置の必要性	2
イ. 学部・学科の特色	
1. 特色とする背景	5
2. 本学の役割・機能と学部の特色	6
ウ. 学部・学科の名称及び学位の名称	
1. 設置申請の学部	9
2. 学位の名称	9
エ. 教育課程の編成の考え方及び特色	
1. 教育課程の編成の考え方と特色	10
オ. 教員組織の編成の考え方及び特色	
1. 教員組織の編成の基本的な考え方	25
2. 研究対象学問分野及び教育課程における中核的科目と必修科目に関する適切な 教員配置	25
3. 教員組織の特色と構成人数	27
カ. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	
1. 教育方法及び履修指導方法	30
2. 卒業要件	34
キ. 施設、設備等の整備計画	
1. 校地、運動場の整備計画	35
2. 校舎等施設の整備計画	35
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	37
ク. 入学者選抜の概要	
1. 入学者受入方針（アドミッションポリシー）	37
2. 入試選抜方法	38
3. 社会人の受入れについて	39
4. 募集定員について	39

5. 入学試験実施体制	39
ケ. 資格取得を目的とする場合	
1. 保健師教育課程の趣旨	40
2. 養護教諭教育課程の趣旨	40
3. 具体的選抜方法	41
コ. 実習の具体的計画	
1. 実習の基本的考え方	41
2. 実習施設の確保状況	49
3. 実習水準の確保の方策	50
4. 実習先との連携体制	53
5. 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）	56
6. 事前・事後における指導計画	56
7. 教員の配置及び指導計画	57
8. 実習施設における指導者の配置計画	60
9. 成績評価体制及び単位認定方法	61
10. 実習先が遠隔地などの場合は、その意義や巡回指導計画上などの配慮	61
11. 事故防止・個人情報保護への対応	61
サ. 企業実習や海外語学研修などの学外実習を実施する場合は、その具体的計画	63
シ. 管理運営	
1. 評議会	63
2. 看護学部の教授会	64
3. 看護学部内会議	65
ス. 自己点検・評価	65
セ. 情報の公表	66
ソ. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組	67
タ. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	
1. 教育課程の取組	68
2. 教育課程以外の取組	68
3. 適切な体制の整備について	70
4. その他 宗教行事について	70

ア. 設置の趣旨及び必要性

1. 設置の趣旨

1) 本学の沿革と建学の精神

岐阜聖徳学園大学は、学校法人聖徳学園によって「仏教精神を基調とした学校教育を行うこと」（寄附行為第3条）を目的とし、昭和47年4月に設置された。

この理念に基づいて、本学は私立大学では全国初の教員養成を目的とした聖徳学園岐阜教育大学として発足した。その際、この理念を一般に開かれたものにするため、本学の創設者たちは、仏教の深遠な思想を日本において最初に理解された方として、親鸞聖人をはじめ多くの人々によって讃仰された聖徳太子の「以和為貴（和をもって貴しとなす）」の“こころ”（人として他と調和して共に生きる喜びやそのための倫理などの価値観尊重の精神）に基づく人間育成を本学建学の精神の一指針とした。

その後、昭和60年代に社会の国際化、留学生10万人受け入れ政策が進み、それに対応して、本学では平成2年4月に外国語学部を開設、更に経済の急速な国際化、高度情報化に対応できる人材養成のため、平成10年4月には経済情報学部を開設し、大学名を岐阜聖徳学園大学と変更した。

開設当初から「建学の精神にのっとり宗教的情操を基調とした学校教育」により、「現代社会に有為な人材を育成することを目的とする」との大学の目的は一貫して継承されてきた。

建学の精神の指針等をどのように具現化するか、現代の若者の感覚やニーズ、各学部・学科、研究科の在り方に照らして、種々検討されてきた結果、仏教精神を「平等」、「寛容」、「利他」の価値観であると結論づけた。すなわち、あらゆる生命の「平等」、個々の性質の差異を認める「寛容」、他者救済優先の「利他」の価値観である。仏教精神を基調とした人間教育とは、単に社会を生き抜くための社会人基礎力だけでなく、専門知識や技能をよい方向に活用するための世界観や価値観の重要性を認識するための情操教育を意味する。これは21世紀の国際化社会が強く求めている「豊かな人間性、社会貢献の精神、国際性（協同性）に富む人材の育成を重視する教育」の基調でもある。

そこで本学は建学の精神の核心部分を明確にするとともに、それを入学から卒業に至るまでの過程で課外教育として体系的にプログラム化し、仏教精神を基調とした人間教育に取り組んできた。そして、21世紀の国際化社会で必要とされる人材を見極め、建学の精神に基づいた教育によって目指すべき人材像の具現化に継続的な努力を積み重ねてきた。

本学の学生が、教育実習や介護等の体験、学外での種々のボランティア活動に参加した際、障害児等に対して優しく、ボランティア的奉仕の精神が豊かであると、外部関係者から高い評価を受けることが少なくない。また、本学の就職率は非常に高い水準にある。これらは、本学の上述のような仏教精神を基調とした人間教育の一成果であると言える。

2) 将来構想と設置趣旨

平成25年10月に学校法人聖徳学園創立50周年記念式典を挙行了。岐阜県内で唯一の幼稚園から大学院まで擁する総合学園であり、これまで約16,700人が大学を卒業し、本学は社会に貢献する人材を輩出してきた。

本学園では、次なる 50 年、将来に向けての新たな成長戦略を策定するために、平成 24 年 4 月に理事長の諮問機関として「聖徳学園第二次将来構想委員会」を設置し、学校法人内の設置校から組織横断的に選抜された教職員が学部改組転換等について検討した。

急激な少子高齢化による社会構造の変化、生産年齢人口の減少や産業の空洞化、経済規模の縮小等による産業構造の変化、またグローバル化による世界のボーダレス化等、教育を取り巻く環境が大きく変わってきている。これまでの 50 年とは異なる未知の時代、先行き不透明の不確実性の時代である。このように創立後 50 年を経て、建学時とは時代が激変している中で、「不易流行」に基づき、守り抜くことと新しくすることを明確にし、私学にとって幹となる建学の精神を遵守し、改革していくことが重要であると確認した。そして本学の建学の精神である「仏教精神を基調とした学校教育」により、緊急に人材を必要としている看護分野とリンクし、本学が人材輩出に取り組むべき分野であると答申するにいたった。これを受けて社会に貢献できる人材を養成することを目指し、平成 27 年 4 月に「看護学部看護学科」の設置を理事会が承認した。

また、経営基盤の維持・強化を進めるために、平成 25 年 3 月に理事長の諮問機関として各設置校の教職員で構成する「財政健全化会議」を設置し、経営戦略会議、理事会での審議を経て、財政健全化に向けた中長期計画を策定した。現在、大学を含めた各設置校では、諸施策の実施にあたり、検討・準備が進んでいる。

2. 看護学部設置の必要性

1) 時期、校地校舎の位置

本学は平成 27 年 4 月に、岐阜聖徳学園大学羽島キャンパス内に看護学部棟を建設し、看護学部看護学科を設置する予定である。キャンパス内には既に教育学部、外国語学部の 2 学部があり、敷地内には附属幼稚園、附属小学校、附属中学校がある。

2) 社会的背景の観点から看護学部を設置する理由・必要性

世界人口が年々増加する中、我が国の人口は減少しつづけ、世界でも類を見ない急速な超少子高齢国となっている。年齢 3 区分における人口構造は、年少人口が平成 24 年で 13%、生産年齢 62.9% と共に減少し、一方老年人口は 24.1% と増加し、平成 42 年では 65 歳以上が 30% になると予想されている。つまり、我が国の労働力の減少による経済的基盤の弱体化、医療・介護にかかる費用の負担増加などによる医療環境の悪化が予想されている。このような状況から、医療専門職に期待される役割は、ますます高まってくると考えられる。国民一人一人が、自らの責任で疾病予防し、自分の健康を保持・増進する術を身につける必要に迫られている。特に次世代を担う子どもたちに対する健康教育は、幼少期から提供すべき教育的課題といえる。

戦後、我が国は栄養失調や感染症などの死亡が多かったが、社会の変化や医療の急速な発展に伴い、医療の対象は急性期疾患から慢性期疾患、そして疾病予防から健康維持・増進にシフトしてきた。原因不明の病気や新たに発見された疾病が対象となってきている。今やがんは二人に一人が罹患するといわれ、死亡原因の第一位であり、がん対策は国家戦略の一つになっており、医療者として尽力する必要がある。また、社会がグローバル化するほど、他国から感染症流入の危険が高く、その予防対策も重要となっている。予防接種に関しては、他国に後れを取っており、21 世紀になって死亡しなくてもよい若い子どもたちの命が失われている。世界的に流行する可能性のある感染症

対策、パンデミックの予防対策が必要である。このような感染症に対する対策も重要な課題となっている。日本は高度経済成長期を経て、先進諸国の一つに位置している。医療においても、海外で多くの善意ある医療者が活躍しており、今後さらに推進する必要がある、人材育成においてもグローバル化を視野に入れた教育が求められている。

医療を受ける患者と提供する医療者の関係は、この半世紀で大きく変化してきた。特に医師－患者間で言えば、かつてのムンテラ（＝医師が患者に治療の説明を一方的に説明する）は影をひそめ、今や患者本位の医療へ傾斜し、インフォームド・コンセント（＝説明と同意）がなされるようになってきたのは喜ばしいことである。しかし、患者の知る権利を保障するという前提だけが先走りすぎると、がんなどの重篤な疾患の患者への病名告知は当然のように行われ、その後のフォローが十分でない場合、患者に多大な負担を強いることとなる。したがって、医療専門職には患者にとって何が最善の利益であり、何が権利の保障となるのか、十分検討してその多様な患者の価値観や生き方に応じた対応の柔軟性が求められている。患者情報の守秘義務は個人情報保護法により以前にも増して厳重になったが、診療記録が紙媒体から電子カルテ（媒体）に移行し、その操作に熟知しなければ、容易に情報漏洩をきたす。したがって、医療専門職には、情報の取り扱いに関する倫理的指針を持ち、ICTなどの情報機器の操作に関する高度な知識と技術が求められている。

今や医療の世界では、再生医療など先端医療をはじめとする倫理的課題や安楽死、臓器移植、遺伝子操作による治療、胎児診断と中絶などの倫理的問題が山積している。倫理的な判断を求められる医療者は、人間を深く理解し、人間存在の意味、人間の生き方や在り方等に思慮深くなければならない。まさに医療者としての人間性が問われる職業である。看護の専門職業人の育成には、その教育の土台として、豊かな人間性、高い倫理観と道徳観をもった誠実な（教養ある）人間を育成することが求められている。

最近では地球温暖化による気象の変化により、急激な大雨による災害や竜巻などの被害、東日本大震災と同様の災害の発生危険を孕んでおり不安定な状況にある。医療者の災害に対する対応への心構えは、一般市民以上にその知識・技術・態度が求められており、環境が整備されていない状況でも災害に対応して工夫し、柔軟な発想で創造的に対応できる能力が求められている。

かつては、医療職というと医師と看護師が主にあげられたが、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、臨床心理士の他、ケースワーカーや社会福祉士などの福祉職や事務職も同様に患者に対する医療を提供する仲間であり、チームである。そのため、チーム医療は昨今では欠かせないキーワードになっており、チーム医療を促進するためには各職種の連携が不可欠である。また、在院日数の短縮に伴い、入院患者はあわただしく退院を余儀なくされるケースが多くなっている。退院後も継続的ケアが必要な場合、患者のみならず家族の不安は大きく、その不安を取り除くために、退院支援コーナーや相談窓口を設置している施設もあるが、退院支援は十分とは言えない状況がある¹⁾。病棟の看護師の認識不足や社会資源を活用できていない等の理由が考えられ、退院支援について徹底して学習する必要がある。そのため医療チーム内の多職種連携はもちろんのこと、地域における保健・医療・福祉・教育・行政との連携は欠かせない。保健・医療・福祉の連携は叫ばれて久しいが、教育・行政との連携はあまり認識されていない。看護は専門職として周囲を変革する力が問われており、多様な価値観のもと、様々に変化する医療ニーズに対応するために、医療経済やシステムを含め、行政への働きかけができる看護師を育てる必要がある。また、医療と教育との連携も徐々に拡大してきており、その必要性についての意識向上が求められている。

【文献 1】藤沢まこと（2012）：医療機関の退院支援の質向上に向けた看護の在り方に関する研究（第 1 部）－医療機関の看護職者が取り組む退院支援の課題の明確化－，岐阜県立看護大学紀要，12(1)，57-65.

一方、昨今の看護専門職の需給見通しは、決して楽観視できない状況であり、看護職員確保対策は今後も重要な課題となっており（厚生労働省「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書（平成 22 年 12 月 21 日）」）、岐阜県でも同様のことが言える。また、医療安全の推進や看護の質向上、新人看護師の早期離職防止のための看護基礎教育の年限延長や、卒後臨床研修制度の充実が喫緊の課題となっていたことから、平成 21 年 9 月「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（資料 1）が成立し、①看護師の国家試験の受験資格の 1 番目に「大学」を明記する、②保健師・助産師の教育年限が 6 か月以上から 1 年以上に変更、③卒後臨床研修の「努力義務化」が明確にされた。看護師養成は 4 年制大学における教育が主流となることから、本学においても看護学部を設置し、社会に貢献する優秀な人材を養成することは、質の高い看護ができる看護職の人材確保に繋がると考える。さらに、厚生労働省は「平成 26 年度診療報酬改定の概要（資料 2）」（平成 26 年 3 月 19 日）を通知したが、これは平成 37 年に向けて、①医療提供体制の再構築、②地域ケアシステムの構築と入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等に取り組むというものである。これをうけて今後医療機関の機能分化に拍車がかかり、各医療機関の医療の質が問われることになり、より一層質の高い看護が求められることは必至である。また、日本看護協会は「看護職の人材養成に関する要望書（資料 3）」（平成 25 年 4 月 30 日）を提出し、大学における質の高い看護師養成の必要性を強調しており、これらを踏まえて求められる人材を養成する必要がある。

【資料 1】保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（日本看護協会）

【資料 2】平成 26 年度診療報酬改定の概要（厚生労働省）

【資料 3】看護職の人材養成に関する要望書（日本看護協会）

3) 新設学部における養成する人材像及び学生に習得させる能力

(1) 養成する人材像

本学は建学の精神の仏教精神を基調とした「以和為貴」に則って、「平等」、「寛容」、「利他」の“こころ”の教育を基盤として以下の 5 つの観点を含む深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

- ① 豊かな人間性に加え、生命の尊重と高い倫理観を備えている
- ② 自己理解を土台にした他者理解と高いコミュニケーション能力を持つ
- ③ 論理的で粘り強く思考し、対象に応じて創造的に看護を実践できる
- ④ 保健・医療・福祉等の専門的多職種と連携し、社会に貢献できる
- ⑤ 国際感覚があり、広い視野で生涯学び続け、看護を変革・発展させていくことができる

(2) 学生に習得させる能力

- ① 豊かな人間性をもち、生命の尊重と高い倫理観をもって誠心誠意他者に関わることができる能力
- ② 自分と他者に対して素直に向き合い、寛容の心をもって相互関係を築くことができる高いコミュニケーション能力
- ③ 専門的知識・技術を統合・汎用し、科学的根拠に基づいて多様な人々に対して柔軟かつ創造的に看護を実践することができる能力
- ④ 対象の最善の利益を追求する同一目的集団であることを常に認識し、保健・医療・福祉・教育・行政等の多職種と連携・協働し、地域社会に貢献できる能力
- ⑤ 看護に対する情熱や使命感と国際的視野をもち、自立した看護専門職として継続的に自己研鑽できる能力

イ. 学部・学科の特色

1. 特色とする背景

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日）が提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」によると21世紀は「知識基盤社会」の時代といわれ、高等教育は個人の人格の形成上また国家戦略上、精神的文化的側面、物質的経済的側面の調和のとれた社会を実現し、他者の文化を理解し、尊重して他者とコミュニケーションをとることのできる力をもった個人を創造すること、また先見性、創造性、独創性に富み、卓越した人材の輩出が大きな責務であるとされている。さらに社会の高度化・複雑化・専門化に応じて、高度な課題探究能力や専門知識等を得ることも社会生活を送る上で必要と指摘された。その後、国内外から捉えた我が国が直面する課題と将来像を想定し「大学改革実行プラン」（高等教育局 高等教育企画課：平成24年6月5日）が提示された。これは2つの大きな柱、すなわち社会における大学機能の再構築と大学のガバナンスの充実・強化と8つの基本的な方向性である。我が国が目指すべき社会、求められる人材像や目指すべき新しい大学像が提示された。一方、看護の専門分野における検討も行われ、平成23年3月11日には「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」が出され、学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標の策定が行われた。これらを踏まえ、看護学部のあるべき人材養成の在り方を策定した。

また、本学の教育学部はこれまで様々な取組を通して、優秀な教員の養成に尽力し、教員就職率では全国トップクラスを維持してきている。これは各教科に対する深い学びに加えて、地域の小・中学校での体験学習やインターンシップ、地域の子どもたちと共に活動するフレンドシップ活動などの取組によるものとする。加えて1学年から4学年が合同で協力して、学生自らが企画し、運営することで自主性や・自立（自律）性、マネジメントやリーダーシップ、メンバーシップ能力が養われ、将来教員として必要な素地が養成されている。また、マナー講座など一人の社会人として通用するための徹底した人としての対応の在り方の訓練（指導）、4年次後半には卒業後の教員と

しての実践力を高めるために、各自が主体的に受講するように設定されている教職実践演習を始めとする講座の数々、就職についての親切丁寧なサポート体制はこの学部の特徴であり、強みである。さらに教員だけでなく、事務職員と一丸となって教育するこのような大学全体の風土が学生を育てている。例えば、リメディアル教育、初年次教育、体験学習の重視、自律性を持たせた学習方法、地域住民を巻き込んだ活動、現場体験の豊富な職員の就職のための実践講座等である。

このような子どもを対象とする取組は、看護学部の小児看護学領域や公衆衛生看護学領域における学校保健関係において、大きな関連があり、見習うべき取組である。かつてナイチンゲールは「教育の仕事は例外として、他人の感情の只中に自己を投入する能力を、これほど必要とする仕事は他に存在しない」と述べている²⁾。つまり、教育と看護は人を相手とし、その人としての成長を支援する立場は教師も看護師も同様であり、さらに専門職として、他者に関心を寄せ、他者の立場に限りなく近づこうと誠心誠意関わっていく能力が求められるのも同じである。そういう意味で本学に教育学部があり、その風土の中で看護学部が設置されることは双方にとって相乗効果が期待できる。

以上のことから、看護学部では学年を越えた縦・横の学生間の交流、さらには学部を越えた学生間の縦と横の連携ができるような教育環境の設定（整備）が必要である。そのためには教員間も専門領域にとらわれることのない、オープンな人間関係の醸成が必要である。いずれも連携のベースに基本的な他者との良質で適切なコミュニケーション能力が求められている。したがって、コミュニケーション能力の育成を基盤として、より多様な連携ができる知識・技術・態度を育成することを特徴とする。コミュニケーション能力とは、他者に関心をもち、様々な体験を通して相手を思いやる共感能力や想像力、開放的で人を和ませる力が必要であり、さらに柔軟でかつ粘り強い関わりができる力である。

【文献2】Florence Nightingale 著、湯楨ます・薄井担子・小玉香津子・田村 真・小南吉彦訳（1995）：看護覚え書-看護であること・看護でないこと-，現代社，pp217. 東京

2. 本学の役割・機能と学部の特色

本学は文部科学省が提示している7つの役割・機能のうち「特定の専門分野の教育・研究」と「社会貢献機能」を担っている。「大学改革実行プラン」における本学の大学の機能としては、「学生がしっかりと学び、自らの人生と社会の未来を主体的に切り拓く能力を培う大学」「地域再生の核となる大学づくり」「社会の知的基盤としての役割を果たす大学」3点を主眼とする。

本学の建学の精神を踏まえ看護学部（看護学科）においては、“こころ”の教育を基盤とする深い人間理解と高い倫理感を備えた看護を実践することができる看護専門職者を育成する。看護に関する教育のみならず、看護の研究を推進し、さらには臨床における看護の質の向上を目指して、保健・医療・福祉等の機関に勤務する専門職と連携を通して社会に貢献する人材を育成することを役割と心得、その機能を果たせるように努力し、以下のような特色をもった看護学部看護学科とする。

1) 教養教育の重視

本学は人格の完成と魂の向上を目指し、利他の心と高い志を有し、環境適応力によって社会に貢献できる学徳兼備の人材の育成を目指している。特に教養教育は重要な人格形成の基盤であり、かつ生涯学び続ける基盤でもある。これまで本学は教養教育を重視し、全学共通の科目を設定し（宗教学Ⅰ・Ⅱ、基礎セミナーⅠ・Ⅱ、ICT基礎：いずれも必修）人間教育を重視してきた。すなわち

深い人間理解、道徳観、倫理観、生命への畏敬の念、人間存在の在り方・生き方の探究、主体的・自律的な学習力、ディスカッションする力、幅広く社会の動向に関心をもつ、表現力、協働する力、科学技術への関心、情報収集とその活用技術等である。

そこで本学部でも学士力の育成としての教養教育の充実を第一の特徴とする。そのため、卒業要件 128 単位中、教養基礎科目 21 単位の設定とした。建学の精神に関する科目の「宗教学Ⅰ」、「宗教学Ⅱ」を加えると 25 単位となる。これは保健師助産師看護師学校養成所指定規則の 13 単位を満たしており、さらに中央教育審議会答申にも十分応えうる設定である。

2) コミュニケーション能力及び連携協働できる基礎的能力の重視

3 学部共通（看護学部・教育学部・外国語学部）、共同学習可能な教養基礎科目の設定、コミュニケーションに関する科目と連携重視科目の設定で他学部の学生との縦・横の交流を促進し、幅広く学べるように配置する。また専門領域において連携協働ができる基礎的能力育成のために、「多職種連携論」や「退院支援論」、「特別支援教育・看護合同演習」、「継続看護実習」、「多職種連携実践演習」等を設定した。

3) 教育学部との教育の連携

近年、社会の急激な変化に伴い、多様な価値観が存在する中、出生率の低下に歯止めがかからず、少子化が進んでいる。しかも、未成年層の出産や高齢出産による異常妊娠や異常分娩の増加や低出生体重児・先天異常児の出生増加により、新生児集中医療体制や小児救急医療体制の整備、受け皿としての障害児・者の医療及び教育の必要性が増大してきている。その点における人材確保が喫緊の課題となっている。岐阜県では潜在看護師の障害児施設における研修を推進することで、その人材確保に努力している。また、学校教育現場においては、医療的ケアを必要とする重度の障害のある子どもたちの対応として看護職が必要であるため、看護職の導入が徐々に拡大してきており、看護職への期待も高まっている。本学は平成 26 年 5 月に看護学部看護学科の申請と同時に、教育学部学校教育課程に特別支援学校教諭の課程認定を申請し、特別支援学校等に勤務する教員を養成する計画である。現在、特別支援学校等で勤務する看護師と教員が連携して協働することの困難さ、協働に関する課題が指摘されている。教職課程で養成された教員と医療職として養成された看護職とは、教育職養成と医療職養成という異なった立場で教育がなされてきた。子どもの成長発達を促進するという点では同じ目的をもってはいるものの、教員は子どもの教育の視点から、看護職は子どもの命を守るという医療の視点から考える職種の相違がある。したがってそれぞれが同じ対象である子どもに関わる時に生じる考え方の相違を超えたところの、相互の職種の理解、立場の理解を深め、連携することは一朝一夕にはできない現状がある。しかし、学生時代から、相互理解を前提に学習するならば、卒業後の連携はより円滑に進むのではないかと考える。したがって本学の基礎教育課程において、将来連携が不可欠となる職種が同じキャンパスで合同学習できるのは大きなメリットであり、それがまさに他の大学にない本学の特徴である。

教育学部特別支援教育との連携として、特別支援教育を履修する学生と看護学部の学生は共に 4 年次に「特別支援教育・看護合同演習」として、合同で特別支援教育に関する概要と医療的ケアなどの技術演習を含めた看護を学習し、さらに特別支援学校の見学を設定した。

4) 仏教精神を基盤とした終末期看護の学習

本学は仏教精神を基調とした学校教育を行うことから、仏教精神を基盤とした終末期医療について学習するために、ビハーラ見学実習を設定した。仏教精神に基づいた終末期医療を実践している医療機関は全国でも少なく、貴重な実習である。最後までその人らしい人生を支える終末期医療の現状を理解した上で、緩和ケアの実際を肌で感じ取る学習の場とする。

5) 学年を越えた基礎看護技術の演習（SPP 技術演習及び SPP 技術指導演習）

基礎看護技術を4年生が2年生に指導する技術指導演習（SPP 技術演習）である。2年生にとっては、「基礎看護学実習Ⅱ」に向けてスキル向上の機会となるばかりでなく、身近な人に教えられるという経験となる。4年生にとっては、これまでの実習の総括的演習、技術指導演習（SPP 技術指導演習）を通して今後の学習への動機づけを高める、教えるという活動を通して人に伝える、説明することの難しさやコツを学ぶ。さらには自分の理解度が指導内容に影響するという気づきをねらいとする。これらの学習は、将来臨床看護師として勤務した場合、プリセプターシップとしてのプリセプティやプリセプターの活動が有効に機能するための土台になる。他者と看護技術についてディスカッションすることで、技術を確実なものにするだけでなく、自信にもつながる。これらは看護実践能力の向上に役立つ。

SPP : Student Preceptor & Preceptee 学生版 見習い看護師と先輩看護師

6) 地域に貢献するためのカリキュラム外活動の推進

(1) 災害に備えた医療機関と連携した教育

本学は東日本大震災を契機に、防災総合訓練の充実を図るなど防災教育にも力を入れている。また、岐阜県との間に「災害時等の大学等高等教育機関による支援協力に関する協定」を結び、体育館及び校舎並びに食堂等が避難施設に指定されている。災害時には食料及び生活面における最低限の用品を確保する観点から、体育館内の倉庫並びに屋外の倉庫に飲料水、乾パン、アルファ米を始めとする食料品、毛布、自家用発電機、簡易トイレ用品等の生活関連物質を備蓄している。看護学部では、そのことを念頭におき、災害時に対応できる看護師の基礎的能力の養成を目指し、興味・関心のある学生のボランティア活動を推進する。防災総合訓練等には積極的な参加を促す。

(2) 地域の子育て支援活動

本学教育学部の保育専修と連携を図りながら、学内・学外での子育て支援活動を活発に行い、地域の健やかな子育て支援活動を推進する。子育て支援活動の経験豊富な教員による支援体制を構築し、興味・関心のある学生へのボランティア活動を推進する。

(3) 地域の障害児や高齢者に対するボランティア活動の推進

地域の障害児施設における人材不足があるため、興味・関心のある学生へのボランティア活動を推進する。これは現在、本学の学生がサークル活動として実施している障害児施設での活動に看護学生としても参加する。また、高齢者に対するボランティア活動も併せて推進する。

(4) 地域の病院勤務の看護職の研修の場の提供、講師としての派遣

新人看護師の研修やリーダーシップ研修等の講師派遣、学内での講演会開催、学内実習室での演習の場の提供等地域の看護職の質向上に寄与する。これまで本学では毎年各学部の教員が講師となり、地域住民を対象とした公開講座を実施してきており、好評を得ている。看護学部においても同様の活動を地域貢献活動の一環として実施する。

なお、本学には、約 45 のサークルがあり、その多くが地域社会教育に貢献する活動を行っている。特に教育研究会やレクリエーション研究会は、それぞれ約 200 名の部員が所属し、周辺市町村の小中学校行事の支援や、子供会等の社会教育活動の支援を行っている。これらの活動は 30 年を超える実績があり、学校現場や地域社会からの信頼も厚い。看護学生も、サークルに所属し積極的に地域社会教育に貢献することを推進する。

7) Team SHOTOKU の理念をベースに目的を共有する教職員集団による学生教育

本学は事務職員の SD 教育が充実しており、事務職員の教育に対する思い入れも強く、協力体制ができています。看護学部でも教職員一丸となった Team SHOTOKU の協力体制で学生教育に尽力する。具体的には、これまで事務職員による学生の日常生活に関わる諸々の支援（例：住居のトラブル、ストーカー対策等）をはじめとし、学習や就職、公務員試験対策等の支援がなされ、これらは一人一人の学生を大切にするという風土を醸成している。学生が大切にされているという感覚をもつことは、他者を大切に思い「人を大切にする」という気風を身につけることに繋がり、より質の高い看護に繋がると考える。

ウ. 学部・学科の名称及び学位の名称

1. 設置申請の学部

「保健衛生学関係（看護学関係）」を学問分野とすることと人材養成の目的を「社会の要請に応じて、建学の精神に則って、“こころ”の教育を基盤とした深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材を養成する」とし、看護職養成のための教育カリキュラム構成とすることから、学部・学科の名称は、看護学部看護学科、学位の名称は学士（看護学）とした。英語名称については、以下の通りとした。

看護学部 (Faculty of Nursing)

看護学科 (Department of Nursing)

2. 学位の名称

学士（看護学）(Bachelor of Arts in Nursing)

エ. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方と特色

学校教育法第 83 条に記載されている大学の目的や使命に鑑み、本学では社会の要請に応じて、建学の精神の仏教精神を基調とした「以和為貴」に則って、「平等」、「寛容」、「利他」の“こころ”の教育を基盤とした深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材の養成を目的とする。この目的を達成するために、大学設置基準第 19 条の教育課程編成方針を踏まえ、「看護師国家試験受験資格」が取得できるように、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に準拠して教育課程を編成した。さらに、選択として「保健師国家試験受験資格」、「養護教諭一種免許状」が取得できるように教育課程を編成した。

本学部の教育課程を「建学の精神に関する科目」、「教養基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の構成とし、また、教育職員免許法に従って養護教諭一種免許状の資格が取得できる体制を整備するために「教職科目」を追加した。「建学の精神に関する科目」を特別に区分した理由は、本学の特色である建学の精神を明確に打ち出し、入学者全員がその趣旨を理解するためである。

本学部が看護学専門分野の教育・研究、社会貢献機能を特色とすることから、基本的に各科目の配当年次は、「連携の力」、「コミュニケーション力」を縦軸にして、1 年次～4 年次にわたる積み上げ方式とし、「建学の精神に関する科目」、「教養基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の順に配置した。1 年次は「建学の精神に関する科目」を学習し、本学の目指す人材像への第一歩を踏みだし、かつ幅広い教養とコミュニケーション能力の基礎を身につける。特に実習に臨む前の事前準備として、実習に臨むための基本的姿勢と心構えを徹底して学習する。2 年次には身体的・精神的・社会的な側面をもつ人間を深く理解することを目指すと共に、看護に必要な基礎的知識を学び、看護師としての基本的姿勢と看護技術の基礎を身につける。3 年次は、様々な看護の専門分野での実習を通して、看護の実践力を身につける。4 年次は 1 年次からの集大成として、これまで学習した知識・技術・態度を駆使して、対象に応じた高い看護実践力を身につける。さらに、高い倫理観を備えた人材養成を目指すことから、1 年次から 4 年次の各科目において倫理観育成に関する授業内容を含めるようにした。また、「教養基礎科目」は、どの時期においても重要な人間教育の科目であるため、できるだけ履修可能とするため、1～2 年次に配置し、遡って 4 年次でも履修可能な配置とした。

なお、入学前講座、入学後のリメディアル教育、卒業後の教育サポート体制についても実施する。入学前講座としては、入学が決定した学生に対して、入学前の学習方法や取組についてのガイダンスを実施する。入学後のリメディアル教育として、全学で実施する基礎学力検査「START（スタート）」を活用し、ある一定の成績に達しなかった学生には、学部の専任教員による「生物」、「化学」について集中講座を 1 年次前期に実施する。また後期には数学や他の理科学科目について、現在実施している教育学部学生のサークルメンバーによる学習サポートシステムを活用し、看護学部学生に少人数グループで、あるいは個人的にサポートする体制を構築する。

さらに卒業後においても国家試験不合格者に対して国家試験対策委員会が学習をサポートする体制を構築する。

を人格の完成を目指し、個人的レベルにとどまらない社会的に影響をもつ人間的素養を養成するとし、それを実現するために”Yawaragi Basis“と称して「共に学ぶ」、「共に支えあう」、「共に拓く」「共に生きる」を指標として科目設定した。「共に学ぶ」とは活発なディスカッションや活動による学習者同士の相互作用により、幅広くかつ柔軟な思考・精神力を育成する。「共に生きる」とは人が生きている宇宙、自然界、人間界で共に生き、よりよく生きることと真摯に取り組む姿勢、生涯を通して学ぶことや意欲を育成することである。「共に支えあう」とは他者を理解し、相互に助け合う相互扶助の精神を身につけることによって、社会に寄与できる人間的素養を育成することである。「共に拓く」とは日本の伝統・文化・歴史を学び、異文化を理解し、共に未来を切り拓く力を身につけることである。これらのバランスを考え科目配置した。

本学は教養教育を重視するという観点から、全学部共通の「教養基礎科目」を編成し、**<基礎力>**、**<言語とコミュニケーション>**、**<人文科学>**、**<社会科学>**、**<自然科学>**、**<複合領域>**の6区分とした。現在、社会人基礎力が重視されていることから、**<基礎力>**として明確にしたこと、**<言語とコミュニケーション>**は国際的グローバル化社会に対応するため、諸外国の言語を学習するため、さらに**コミュニケーション能力**の育成のために区分した。また、人格形成としての教養科目全般を学習する分野として、**<人文科学>**、**<社会科学>**、**<自然科学>**を取りあげ、それらに含まれない領域として**<複合領域>**とした。

これらの科目は、すでに羽島キャンパスに設置されている教育学部、外国語学部と新設の看護学部の学生が①学年・学部混合で受講する科目と、②学部単独で受講する科目に分けて配置した。

① 学年・学部混合で受講する科目として、**<基礎力>**「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」の2科目、**<人文科学>**の「ジェンダー論（男と女）」、「映画学（映画を楽しむ）」、「心理学」、「哲学（自由とは何か）」、「日本文化論（日本文化と礼儀作法）」の5科目、**<社会科学>**の「日本国憲法」、「家族と社会保障（私は生きる）」、「災害と危機管理（災害とボランティア）」、「キャリアプラン（就職とビジネス）」、「異文化論（ことばと文化）」の5科目、**<自然科学>**の「現代環境科学（環境と生活を科学する）」、「天文学（地球と宇宙）」、「数学（生活の中の数学）」の3科目、**<複合領域>**の「レクリエーション」、「食生活論（大学生の食と栄養）」、「岐阜学（岐阜を知る）」、「芸術論（和の芸術実践編：書道と陶芸）」、「健康科学（笑い与健康）」の5科目の**合計 20 科目**である。これらの科目は、同じ授業を前期・後期に2回開講し、学生の履修時期に幅が持てるような体制とした。なお、科目名称の（ ）内は学生が興味・関心が持てるようにサブタイトルとして設定したものであり、実際の学則上の名称は（ ）内の名称を外したものである。**<言語とコミュニケーション>**の「英語コミュニケーションⅢ」～「ポルトガル語コミュニケーションⅡ」の**16 科目**は、学年・学部混合の選択科目として配置した。

一方、②各学部単独で受講する科目として**<基礎力>**の「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」、「ICT 基礎」、**<言語とコミュニケーション>**の「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、**<自然科学>**の「現代環境科学（環境と生活を科学する）」の**6 科目**である。

なお、「建学の精神に関する科目」の「宗教学Ⅰ」、「宗教学Ⅱ」は外国語学部と看護学部混合の開講科目である。

卒業要件として、教養基礎科目は必修 10 単位、選択必修 1 単位、選択 10 単位の合計で 21 単位

以上とした。

＜基礎力＞は「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」、「ICT 基礎」、「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、の 5 科目を配置した。「基礎セミナーⅠ」は初年次教育の位置づけで 1 年次前期に配置する。学生が入学して初めて接する高等教育機関における学生として主体的で自立した学習活動ができるように、小グループ構成とし、いわゆる読む、書く、調べる、分析する、まとめる、他者へ発信する力を育成する。さらにグループ活動を通してチームワークやリーダーシップやメンバーシップ力の育成などを目指している。具体的内容として倫理観育成のためのテーマを提示し、各グループで検討・整理・全体発表する。「基礎セミナーⅡ」は 2 年次前期の配置で、1 年次と同じ教員が担当し、各々の興味あるテーマについて基礎的教養を身につけることをねらいとしてセミナーを実施する。その中の一部の時間では、社会人としての礼儀や作法について全員がロールプレイ等演習を兼ねた学習をする。「ICT 基礎」は情報化社会において、適切でかつ効果的なインターネット情報の活用の方法、被害予防及び情報処理に関する知識・技術を習得する。「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」については、健康との関係を学習し、実際スポーツをすることで心身を鍛錬し、生涯健康的に過ごすための生涯スポーツライフの基礎的学習を行う。

基礎力

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
基礎セミナーⅠ	○		演習	1	1 年次前期
基礎セミナーⅡ	○		演習	1	2 年次前期
ICT 基礎	○		演習	2	1 年次前期
スポーツⅠ	○		実技	1	1 年次前期
スポーツⅡ	○		実技	1	1 年次後期

＜言語とコミュニケーション＞の「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」は必修で 1 年次前期・後期の配置とし、その他の「ドイツ語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」、「フランス語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「フランス語Ⅰ・Ⅱ」、「中国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」、「ポルトガル語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」の 14 科目中 1 科目を、第二外国語科目として選択必修とした。

言語とコミュニケーション

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
英語コミュニケーションⅠ	○		演習	1	1 年次前期
英語コミュニケーションⅡ	○		演習	1	1 年次後期
英語コミュニケーションⅢ		○	演習	1	2 年次前期
英語コミュニケーションⅣ		○	演習	1	2 年次後期
ドイツ語コミュニケーションⅠ		○	演習	1	1 年次前期
ドイツ語コミュニケーションⅡ		○	演習	1	1 年次後期

ドイツ語Ⅰ		○	演習	1	2年次前期
ドイツ語Ⅱ		○	演習	1	2年次後期
フランス語コミュニケーションⅠ		○	演習	1	1年次前期
フランス語コミュニケーションⅡ		○	演習	1	1年次後期
フランス語Ⅰ		○	演習	1	2年次前期
フランス語Ⅱ		○	演習	1	2年次後期
中国語コミュニケーションⅠ		○	演習	1	1年次前期
中国語コミュニケーションⅡ		○	演習	1	1年次後期
中国語Ⅰ		○	演習	1	2年次前期
中国語Ⅱ		○	演習	1	2年次後期
ポルトガル語コミュニケーションⅠ		○	演習	1	1年次前期
ポルトガル語コミュニケーションⅡ		○	演習	1	1年次後期

<人文科学>の「ジェンダー論（男と女）」、「映画学（映画を楽しむ）」、「心理学」、「哲学（自由とは何か）」、「日本文化論（日本文化と礼儀作法）」の5科目は、専門基礎科目の基礎となる人間の理解の科目であるため、全て1年次前期・後期と2年次前期に配置した。

人文科学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
ジェンダー論（男と女）		○	講義	2	1年次前・後期、2年次前期
映画学（映画を楽しむ）		○	講義	2	1年次前・後期、2年次前期
心理学		○	講義	2	1年次前・後期、2年次前期
哲学（自由とは何か）		○	講義	2	1年次前・後期、2年次前期
日本文化論 （日本文化と礼儀作法）		○	講義	2	1年次前・後期、2年次前期

<社会科学>の「日本国憲法」、「家族と社会保障（私は生きる）」、「災害と危機管理（災害とボランティア）」、「キャリアプラン（就職とビジネス）」、「異文化論（ことばと文化）」の5科目では、人間と社会の関わりや仕組み、異文化を理解する科目として1年次前期・後期と2年次後期に配当した。

社会科学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
日本国憲法		○	講義	2	1年次前・後期、2年次後期
家族と社会保障（私は生きる）		○	講義	2	1年次前・後期、2年次後期
災害と危機管理		○	講義	2	1年次前・後期、2年次後期

(災害とボランティア)					
キャリアプラン (就職とビジネス)		○	講義	2	1年次前・後期、2年次後期
異文化論 (ことばと文化)		○	講義	2	1年次前・後期、2年次後期

<自然科学>は「現代環境科学 (環境と生活を科学する)」、「天文学 (地球と宇宙)」、「数学 (生活の中の数学)」の3科目を配置した。看護における環境、健康や科学の概念の理解は重要であり、これらの理解を基礎にして看護専門基礎科目の学習に移行できるように、看護学部では「環境科学 (環境と生活を科学する)」は必修科目2単位とした。

自然科学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
現代環境科学 (環境と生活を科学する)	○		講義	2	1年次前・後期、2年次前期
天文学 (地球と宇宙)		○	講義	2	1年次前・後期、2年次前期
数学 (生活の中の数学)		○	講義	2	1年次前・後期、2年次前期

<複合領域>の「レクリエーション」、「食生活論 (大学生の食と栄養)」、「岐阜学 (岐阜を知る)」、「芸術論 (和の芸術) 実践編：書道と陶芸」、「健康科学 (笑い与健康)」の5科目は、地域を知る、身近な生活を知る、日本の伝統を学ぶ、健康に過ごすための方法など複合的に学習できる科目として1年次の前期・後期と2年次後期に配置した。「健康科学 (笑い与健康)」は笑いによる生理的・心理社会的効用を概説し、実践を通して笑いヨガの方法を習得する。さらに笑いファシリテータースキルを磨き、日常生活場面のみでなく看護場面でも応用できる科目として設定した。

複合領域

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
レクリエーション		○	講義	2	1年次前・後期、2年次後期
食生活論 (大学生の食と栄養)		○	演習	1	1年次前・後期、2年次後期
岐阜学 (岐阜を知る)		○	講義	2	1年次前・後期、2年次後期
芸術論 (和の芸術) 実践編：書道と陶芸		○	演習	1	1年次前・後期、2年次後期
健康科学 (笑い与健康)		○	講義	2	1年次前・後期、2年次後期

なお、教養基礎科目の配当年次は、基本的に1年次～2年次の前期・後期に配置しているが、可能な範囲で、4年次も科目履修できるように配慮している。

3) 専門基礎科目

専門基礎科目では看護学を学習するための前提となる知識や技術・態度を学習する。専門基礎科目の科目区分を<人体の構造と機能>、<疾病の成り立ちと回復促進>、<人間理解>、<社会と健康支援>とした。これはまず、看護学の対象である人間を生物学的に理解するための<人体の構造と機能>、精神・心理的、社会的に理解するために<人間理解>を区分し、さらに健康問題を理解するための基礎的理解として<疾病の成り立ちと回復促進>を、社会的な観点から健康支援するための基礎的理解として<社会と健康支援>として区分した。

専門基礎科目は必修 29 単位、選択必修 2 単位、選択 2 単位、合計 33 単位以上とした。

まず、<人体の構造と機能>では「解剖生理学Ⅰ」、「解剖生理学Ⅱ」、「解剖生理学Ⅲ」、「生化学」、「栄養学」の 5 科目を配置し、「解剖生理学」は基礎的な人間の身体の構造と機能を学習するため、1 年次前期・後期で配置し、同時期に「生化学」、「栄養学」も配置し、人体に欠かせない生体物質の組成、活動の源である栄養の基礎知識を学習し、さらに臨床で応用できるための臨床栄養を含めた講義とした。「解剖学Ⅲ」は実際の人体の解剖についての実習を 1 年次後期に計画しており、実習する際は人間の構造や機能を学習するだけでなく、人間の尊厳や命を尊重するということについて考える機会とする。

人体の構造と機能

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
解剖生理学Ⅰ	○		講義	2	1 年次前期
解剖生理学Ⅱ	○		演習	1	1 年次後期
解剖生理学Ⅲ	○		実習	1	1 年次後期
生化学	○		講義	2	1 年次前期
栄養学	○		講義	2	1 年次後期

<疾病の成り立ちと回復促進>では、「微生物学（感染・免疫を含む）」、「薬理薬剤学」、「現代医療論」、「病態治療学Ⅰ」、「病態治療学Ⅱ」、「病態治療学Ⅲ」、「病態治療学Ⅳ」、「遺伝情報学」、「東洋医学」、「代替補完療法」の 10 科目を配置した。医療の歴史を踏まえ、現代の医療の進歩と課題及び展望について学習する「現代医療論」では、医療における生命倫理について学習する内容とした。また、疾病を引き起こす微生物の働きや機能を学習する「微生物学（感染・免疫を含む）」、疾病の病理を学び、それぞれの疾病に対する治療について学習する「病態治療学Ⅰ～Ⅳ」は 1 年次後期から 2 年次前期に配置し、人体の構造と機能の理解と並行して学習できるように配置した。また、最近目覚ましく進歩した遺伝の研究成果を学ぶ「遺伝情報学」や漢方薬・鍼灸などの「東洋医学」、医学的な治療方法でなく、疾病回復促進の方法としてマッサージ療法や音楽療法等の「代替補完療法」を学習する。これらは看護専門科目が開始する 2 年次後期から 3 年次前期に配置し、看護との関連を意識できるようにした。

疾病の成り立ちと回復促進

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
微生物学（感染・免疫を含む）	○		講義	2	1年次前期
薬理薬剤学	○		講義	2	1年次後期
現代医療論	○		講義	1	1年次前期
病態治療学Ⅰ	○		講義	2	1年次後期
病態治療学Ⅱ	○		講義	2	1年次後期
病態治療学Ⅲ	○		講義	1	2年次前期
病態治療学Ⅳ	○		講義	1	2年次前期
遺伝情報学		○	講義	1	2年次後期
東洋医学		○	講義	1	3年次前期
代替補完療法		○	講義	1	3年次前期

＜人間理解＞の科目は「生涯発達論」、「コミュニケーション論」、「クリニカルコミュニケーション」、「看護の対象理解論」、「家族社会学」、「日本手話」、「臨床心理学」の7科目を配置し、「日本手話」、「臨床心理学」を除いた5科目を必修科目とした。

人間を生涯発達の観点から捉え、発達理論を踏まえた上で、各発達段階の特徴と支援の在り方について理解することを目指す「生涯発達論」を1年次後期に配置した。それを踏まえ2年次前期に、あらゆる健康レベルの看護の対象を理解する基礎的素地を育成するために、対象の立場に限りなく立ち、内的世界から理解できるように「看護の対象理解論」を配置した。ここでは自己理解が対象理解に深く関与していることに気づく機会とする。さらに人間を社会的最小単位としての家族、看護の対象となる基本的単位である家族の理解を促進し、家族システムの観点から支援できるように「家族社会学」を2年次後期に配置した。これらの全ての学習を踏まえ、より人間を深く理解し、臨床における看護の対象理解と対応について応用編として学習が深められるように「臨床心理学」を3年次前期に配置した。

本学はコミュニケーション能力の育成を重要視しており、コミュニケーション能力は看護の対象理解の程度を大きく左右する。そこで「コミュニケーション論」を1年次前期に配置し、「基礎看護学実習Ⅰ」の臨床実習前に看護専門職として身につけておかなければならぬ基本的なコミュニケーションの知識・技術・態度を学習する。つづいて2年次前期の「基礎セミナーⅡ」の一部に、礼儀や作法についての演習を予定しており、「基礎看護学実習Ⅱ」では、患者を受け持つ実習をするため、患者との良好な関係が構築できるようにさらにブラッシュアップする。「日本手話」は障害を持つ人とのコミュニケーションの一つとして1年次前期に選択科目として配置し、実践的演習ができるように少人数制とした。さらに3年次前期には、「クリニカルコミュニケーション」を配置し、国際社会に対応できるように医療現場における日本語以外の言葉を使用する異文化圏にある外国人とのコミュニケーションの在り方を実践的に学べるようにした。コミュニケーションに関係する科目としては、4年次後期に「SPP技術指導演習」、「多職種連携実践演習」を配置しており、これらもコミュニケーションスキルを磨く機会になると考えている。

人間理解

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
生涯発達論	○		講義	1	1年次後期
コミュニケーション論	○		演習	1	1年次前期
クリニカルコミュニケーション	○		演習	1	3年次前期
看護の対象理解論	○		演習	1	2年次前期
家族社会学	○		講義	2	2年次後期
日本手話		○	演習	1	1年次前期
臨床心理学		○	講義	2	3年次前期

<社会と健康支援>では「公衆衛生学と法規」、「保健統計学」、「疫学」、「保健医療福祉行政論」、「社会福祉概論」、「医療安全」、「ボランティア活動」、「多職種連携論」、「退院支援論」の9科目を配置した。社会における健康問題を統計学的な見地から理解するために、また、医療や福祉に関する行政的政策と課題及び展望を理解するために「公衆衛生学と法規」、「保健統計学」、「疫学」、「保健医療福祉行政論」、「社会福祉概論」を2年次前期・後期に配置した。医療におけるヒューマンエラーの本質を学び、率先して予防することができるような素地を育成する「医療安全」を2年次前期に配置した。「ボランティア活動」は2年次前期に開講し、4年次まで履修できるように配置した。学生はボランティア保険に加入し、学生と支援される側が不利益を被らない体制の中で活動できるようにする。「ボランティア活動」は本学の建学精神の一つである他者優先の価値観である「利他」を具体的行動として実践する科目である。本授業科目は、社会的にもニーズが高い岐阜県の特別支援学校の児童生徒とその家族の支援を目的に実施する。実施にあたり、特別支援学校との打ち合わせを十分行い、教員も活動内容を理解したうえで、各特別支援学校と緊密な連携のもと、学生のボランティア活動を支援する。担当教員がボランティア活動に関して概説した後、「ボランティア活動実施要項」（資料4）を配布して事前オリエンテーションを行い、円滑に実施できるように配慮する。最終的なまとめは学内で実施し、教員同席のもと学生全体で学習内容を共有する。なお、2年次開講であるが、ボランティア活動を実施する条件として、特別支援学校の企画によるボランティア養成講座を事前に受講する必要があるため、履修方法については1年次から周知徹底する。

また、チーム医療が強調され、多職種が連携して医療に携わる重要性が指摘されているが、主に医療関係者間の連携や保健・医療・福祉との連携に焦点が当てられているため、それ以外の教育や行政との連携を含めた多職種連携の基礎的学習が必要である。したがって、「多職種連携論」を1年次前期配置とし、連携の基礎的知識を学習すると共に連携の重要性の認識を高め、その後の講義・実習でも意識的に学習する様にした。これは、その後の専門基礎科目の3年次前期に配置した「退院支援論」で活用できる。「退院支援論」は各専門領域の看護専門科目と並行して開講し、3年次後期の領域別実習の臨床の場で退院支援について意識的に取り組めるようにした。さらに前述した「退院支援論」と4年次の（後述する）「多職種連携実践演習」に継続した学びとなるように配置した。なお、「疫学」、「保健医療福祉行政論」、「社会福祉概論」、「医療安全」、「ボランティア活動」の5科目のうち2単位を選択必修とした。

【資料4】「ボランティア活動」実施要項

社会と健康支援

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
公衆衛生学と法規	○		講義	2	2年次前期
保健統計学		○	講義	2	2年次後期
疫学		○	講義	2	2年次後期
保健医療福祉行政論		○	講義	2	2年次後期
社会福祉概論		○	講義	1	2年次前期
医療安全		○	講義	1	2年次前期
ボランティア活動		○	演習	1	2年次前期
多職種連携論	○		講義	1	1年次前期
退院支援論	○		講義	1	3年次前期

4) 専門科目

専門科目は<基礎看護学>、<成人看護学>、<老年看護学>、<小児看護学>、<母性看護学>、<精神看護学>、<在宅看護論>、<看護の統合><公衆衛生看護学>の9区分の**必修 67 単位、選択必修 1 単位、選択 2 単位、合計 70 単位以上とした。**

<基礎看護学>では、看護の基本的概念と看護の役割を学習し、看護観育成の導入とする。その後学習する各看護専門分野の基礎となる看護展開方法や生活援助技術及び治療に関わる援助技術を理論と学内演習で学習した後、臨床で実践的に学習する配置とした。そのために「看護学概論」、「生活援助技術論」、「診療援助技術論」、「生活援助技術演習」、「診療援助技術演習」、「フィジカルアセスメント」、「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」を配置した。「看護学概論」では看護の歴史、看護理論の他、看護における倫理観育成の導入として、倫理に関する内容と看護過程の基礎知識について学習する。「基礎看護学実習Ⅰ」は1年次前期9月に実施し、「基礎看護学実習Ⅱ」は2年次後期3月に配置した。先輩に指導をうけながら、技術の修練をするという「SPP 技術演習」を2年次後期に設定した。また、「看護倫理」は基礎看護学及び各専門科目で学習内容として含めるため、4年次後期に配置し、これまでの実習での経験を踏まえ知識の整理を行い、看護者としての倫理的配慮の在り方を深く学習する機会とする。従って基礎看護学領域は合計10科目必修14単位とした。

「SPP 技術演習」は平成30年度に初めて4年次生となるため、平成28年度と平成29年度は、助手が先輩の役割を担って教員が指導する形式とする。

基礎看護学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
看護学概論	○		講義	2	1年次前期
生活援助技術論	○		講義	2	1年次後期
診療援助技術論	○		講義	2	2年次前期
生活援助技術演習	○		演習	1	1年次後期

診療援助技術演習	○		演習	1	2 年次前期
フィジカルアセスメント	○		演習	1	1 年次後期
看護倫理	○		講義	1	4 年次後期
SPP 技術演習	○		演習	1	2 年次後期
基礎看護学実習 I	○		実習	1	1 年次前期
基礎看護学実習 II	○		実習	2	2 年次後期

<成人看護学>では、成人期の健康問題と看護の役割について基本的な知識を学習し、さらに各健康レベルに応じて最良の看護を提供するための知識・技術・態度を学習する。そのために「成人看護学概論」、「成人看護学援助論 I」、「成人看護学援助論 II」3 科目 4 単位を配置した。特にがんに対応する看護は各専門領域でも共通するため「がん看護援助論」は必修科目として 2 単位配置した。中でも治療や療養の意思決定時の倫理的配慮について学習する。臨床で成人の看護を実践的に学習する「成人看護学実習」は、成人期にある周手術期、急性期、回復期、慢性期（あるいは終末期）等の事例を受け持ち、看護過程の展開を行う実習として 3 年次後期に 4 単位設定し、合計必修 10 単位とした。

成人看護学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
成人看護学概論	○		講義	2	2 年次前期
成人看護学援助論 I	○		演習	1	2 年次後期
成人看護学援助論 II	○		演習	1	3 年次前期
がん看護援助論	○		講義	2	3 年次前期
成人看護学実習	○		実習	4	3 年次後期

<老年看護学>では、老年期の特徴と看護の役割及び社会における高齢者に対する社会のケアシステム等について学習し、さらに老年期に特徴的な疾病や症候群等への看護、自立支援に向けた生活援助、倫理的課題等の知識・技術・態度を学習する。そのために「老年看護学概論」、「老年看護学援助論 I」、「老年看護学援助論 II」の 3 科目 4 単位を配置した。これらを実践的に学習するために、導入的な実習として「老年看護学実習 I」1 単位を 2 年次前期 9 月に配置し、さらに「老年看護学実習 II」3 単位を 3 年次後期に配置し、合計で必修 8 単位とした。

老年看護学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
老年看護学概論	○		講義	2	2年次前期
老年看護学援助論Ⅰ	○		演習	1	2年次後期
老年看護学援助論Ⅱ	○		演習	1	3年次前期
老年看護学実習Ⅰ	○		実習	1	2年次前期
老年看護学実習Ⅱ	○		実習	3	3年次後期

<小児看護学>では、小児の特徴を理解し、小児看護の役割や課題を学習し、各発達段階に応じた成長・発達への支援と健康問題に応じた看護過程の展開と子どもの権利擁護と代弁者としての役割など倫理的配慮等基礎的知識・技術・態度を学習する。そのために「小児看護学概論」、「小児看護学援助論Ⅰ」、「小児看護学援助論Ⅱ」、「小児看護学援助論Ⅲ」4科目4単位を配置し、さらに実践的に学習するために「小児看護学実習Ⅰ」1単位を2年次前期9月に配置し、「小児看護学実習Ⅱ」1単位3年次後期に配置し、合計で必修6単位とした。

小児看護学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
小児看護学概論	○		講義	1	2年次前期
小児看護学援助論Ⅰ	○		演習	1	2年次前期
小児看護学援助論Ⅱ	○		演習	1	2年次後期
小児看護学援助論Ⅲ	○		演習	1	3年次前期
小児看護学実習Ⅰ	○		実習	1	2年次前期
小児看護学実習Ⅱ	○		実習	1	3年次後期

<母性看護学>では、女性の健康問題の前提となるリプロダクティブヘルスライツやヘルスプロモーション等の概念、母性の健康の保持・増進や次世代への健全育成を目指す看護の基礎を学習し、さらに妊娠・出産・産褥期の具体的援助の知識と技術を学習する。そのために「母性看護学概論」、「母性看護学援助論Ⅰ」、「母性看護学援助論Ⅱ」3科目4単位を配置し、実践的に学習する「母性看護学実習」2単位を3年次後期に配置し、合計で必修6単位とした。

母性看護学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
母性看護学概論	○		講義	2	2年次前期
母性看護学援助論Ⅰ	○		演習	1	2年次後期
母性看護学援助論Ⅱ	○		演習	1	3年次前期
母性看護学実習	○		実習	2	3年次後期

<精神看護学>では、単に精神障害者のみでなく広く人間の精神的諸問題、精神的健康の保持増進、また障害をもった人への薬物療法や基本的な対象への倫理的配慮、看護過程の展開等看護援助の知識・技術・態度について学習する。そのために「精神看護学概論」、「精神看護学援助論Ⅰ」、「精神看護学援助論Ⅱ」3科目4単位配置し、実践的に学習するために「精神看護学実習」2単位を3年次後期に配置し、合計必修6単位とした。

精神看護学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
精神看護学概論	○		講義	2	2年次前期
精神看護学援助論Ⅰ	○		演習	1	2年次後期
精神看護学援助論Ⅱ	○		演習	1	3年次前期
精神看護学実習	○		実習	2	3年次後期

<在宅看護論>では、在宅看護の変遷・概念及び保健・医療・福祉における在宅看護の基本的考え方、在宅で療養する人への対象に応じた看護展開と人権擁護について学習する。そのために「在宅看護概論」、「在宅看護援助論」2科目4単位を配置し、実践的に学習するために「在宅看護論実習」2単位を3年次後期に配置し、合計必修6単位とした。

在宅看護論

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
在宅看護概論	○		講義	2	2年次後期
在宅看護援助論	○		演習	2	3年次前期
在宅看護論実習	○		実習	2	3年次後期

<看護の統合>では、これまでの全ての学習内容を統合、深化させ、臨床現場に即した看護実践能力を高めるための科目や、学生の今後の課題と看護観を明確にし、卒業後も看護を探究し、自己啓発できるための基礎的能力を身につけるための科目、国際的に活躍する基礎を身につけるための科目等を配置した。さらに、本看護学部で特色とする教育学部との連携合同科目や連携を実践的に学習するための演習科目を配置した。具体的には「研究の基礎」、「卒業研究」「特別支援教育・看護合同演習」、「看護管理論」、「終末期看護実習」、「継続看護実習」、「統合看護実習」の7科目必修9単位とし、「SPP技術指導演習」、「多職種連携実践演習」の2科目のどちらか1科目1単位を選択必修として配置した。「災害看護論」、「国際看護論」、「海外研修」、「看護教育論」、「救急看護」の5科目中2科目2単位を選択とし、合計12単位とした。

「研究の基礎」は論理的思考を身につけ、より質の高い看護をめざし、常に探究しつづける姿勢と看護研究の基礎的方法を学ぶために3年次前期に配置し、さらにそれを土台にして実践的に研究の基礎を身につけるために「卒業研究」を4年次通年で配置した。前期・後期いずれも定期的に時間

割に組み込み、学生が計画的に取り組めるようにする。卒業研究は少人数制で各グループに担当教員を配置し、1年間集団指導と個別指導を実施し、文献研究としての卒業論文をまとめ、最終的に提出を求める。卒業論文は看護学士の学位授与の要件となる。また、卒業研究の小グループゼミを通して、自らの研究疑問や目指す看護の課題を見出し、看護観を整理し、卒業後看護専門職として自らがどのようなキャリアを積み、目指すものは何か等のキャリアデザインが描けるような働きかけをする。

「特別支援教育・看護合同演習」では、多職種連携の基礎として、4年次の特別支援教育課程を履修する学生と看護学生が合同で、特別支援教育について学習する授業を4年次前期必修で配置した。そもそも特別支援教育に関する授業内容は、「小児看護学」の専門科目の授業に配置するのが一般的である。しかし、今回は領域別実習が全て終了し、総括的な意味でそれぞれの専門職が連携するために同時に特別支援教育について学習できるように配置した。特別支援教育に関する法的根拠や体制、課題等の授業は特別支援担当の専任教員が担当し、学校で発生しやすい子どもの健康問題や医療的ケアについての実技を含めた授業は看護の専任教員が担当する。その後、特別支援学校を1日訪問し、時間割に沿って児童生徒の学習の様子や食事の介助等見学する。さらに看護師とのカンファレンスをもち、看護師の役割や多職種との連携等について理解を深める。各専門領域の学生の立場から同じ講義を受講し学ぶことによって、児童生徒の支援という同じ目標を持った活動から、医療専門職と教育職が連携する意義と効果的な連携の在り方を考える機会とする。

「看護管理論」は統合看護実習で学習する管理的側面の知識・技術・態度を学ぶ基礎として配置し、管理的な視点を持ち、リーダーシップやコーディネーション能力を身につけられるように4年次前期の統合看護実習前に終了する様に配置した。「救急看護」も同様に4年次前期の統合看護実習前に配置した。「災害看護論」は、本学が災害時の避難場所に指定されているため、災害支援ナースの基礎的学習ができるように4年次後期に配置した。

学生の国際的感覚を育成するために「海外研修」を配置し、語学研修と海外の医療施設視察を含む研修を3年次前期に配置した。その後「国際看護論」を4年次前期に配置し、海外研修での学びをさらに発展させられるようにした。

また、「看護教育論」は4年次後期に配置し、看護教育の本質や方法論を学習しながら、「SPP技術指導演習」を選択した学生がより深く学習できるように配置した。「SPP技術指導演習」と「多職種連携実践演習」の2科目の内いずれか1科目を選択必修として、「多職種連携実践演習」は主に保健師教育課程及び養護教諭教育課程を選択した学生が外部機関との多職種連携がより一層必要であるため必修とし、「SPP技術指導演習」と学生が半数ずつになるように設定する。「SPP技術指導演習」は4年次生が2年次生に先輩として技術指導を計画・実践・評価する科目で4年次後期に配置した。これは4年生にとっては、統合看護実習を終了し、各自の看護技術の振り返りと共にスキルアップ、そして、後輩に教えるという体験から、卒業後のプリセプティヤプリセプターという経験に繋げることができる。同様に4年次後期に「多職種連携実践演習」を配置し、他学部の学生の参加を得て、これまで講義、実習等で学習した知識・技術を駆使して多職種連携について事例を通して実践的に学習する。

終末期における看護を学習するために「終末期看護実習」を4年次前期1単位で設定した。成人看護学実習の一環として実施するが、老年看護学、精神看護学、在宅看護論など各専門領域にも終末期看護は該当するため、領域別実習が終了した4年次前期後半に配置した。

「継続看護実習」は、診療科に関わらず、総合病院における外来部門の看護の役割や院内・院外との連携の状況、多職種連携の状況を学習するために、領域別実習終了後で、統合看護実習前の4年次前期に配置し、「統合看護実習」につなげられるようにした。「統合看護実習」はこれまでの実習で身につけた知識・技術・態度を統合し、実践的に学ぶ実習として4年次前期後半に配置した。

看護の統合

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
研究の基礎	○		講義	1	3年次前期
卒業研究	○		演習	2	4次年通年
特別支援教育・看護合同演習	○		演習	1	4年次前期
看護管理論	○		講義	1	4年次前期
災害看護論		○	講義	1	4年次後期
国際看護論		○	講義	1	4年次前期
海外研修		○	演習	1	3年次前期
看護教育論		○	講義	1	4年次後期
救急看護		○	講義	1	4年次前期
SPP 技術指導演習		○	演習	1	4年次後期
多職種連携実践演習		○	演習	1	4年次後期
終末期看護実習	○		実習	1	4年次前期
継続看護実習	○		実習	1	4年次前期
統合看護実習	○		実習	2	4年次前期

<公衆衛生看護学>では、地域の全ての対象者の健康問題に包括的に対応できる保健師養成のための科目を配置している。その中でも全ての看護専門職に必要とされる「公衆衛生看護学概論」2単位を必修科目として配置し、公衆衛生看護の基本的概念、公衆衛生活動の意義や目的、対象、役割などを学習し、公衆衛生看護活動を理解し、広い視野をもった看護師養成を目指す。これは卒業要件として設定した。

公衆衛生看護学

授業科目名	必修	選択	講義形式	単位数	配当年次
公衆衛生看護学概論	○		講義	2	2年次後期
公衆衛生看護活動展開論Ⅰ		○	演習	1	3年次前期
公衆衛生看護活動展開論Ⅱ		○	演習	1	4年次前期
学校保健		○	講義	2	3年次前期
養護概説		○	講義	2	2年次前期
健康相談活動		○	講義	2	3年次前期

公衆衛生看護学実習Ⅰ		○	実習	1	4年次前期
公衆衛生看護学実習Ⅱ		○	実習	3	4年次後期
公衆衛生看護学実習Ⅲ		○	実習	1	4年次後期

オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の基本的な考え方

中央教育審議会答申（平成17年1月28日）における教員組織の在り方を念頭に、本学では、教員に求める能力及び資質等を明確化するとともに、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る所在等を明らかにするための教員組織規程を定めている。看護学部もそれに準じて、教育職員の種類に教授、准教授、専任講師、助教、助手の職位を設定した。

2. 研究対象学問分野及び教育課程における中核的科目と必修科目に関する適切な教員配置

研究対象学問分野は看護学分野の看護師受験資格対応であり、教育課程における中核科目は、専門基礎科目、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論の8領域の科目としている。

専門基礎科目は看護学部専任の教授と他学部教授及び臨床実務経験豊富な非常勤講師等を配置した。看護専門領域の中核となる全ての科目において、基本となる概念を教授する科目については、主に教育・研究の経験が豊富で博士の学位を取得しているか、あるいはそれと同等の教育経験の実績豊富な教授か准教授が担当できるように適切な教員配置とした。また、選択として保健師教育課程を履修する領域として公衆衛生看護学を設けた。教員配置は実務・教育・研究の豊富な准教授、専任講師及び助教の3名の配置として、保健師養成が十分可能な配置としている。以下詳細を述べる。

1) 建学の精神に関する科目

宗教学について豊富な教育の実績がある本学の教授1名（兼担）を配置する。

2) 教養基礎科目

教養基礎科目の教員は、看護学部専任の教授7名、准教授4名、専任講師8名、助教6名の合計25名と他学部の兼任・兼担39名で十分な教育経験と実績のある教員を配置した。

3) 専門基礎科目

「解剖生理学」、「遺伝情報学」、「薬理薬剤学」は他大学での豊富な教育実績のある大学教授4名

を、「東洋医学」は、実務と教育経験の豊富な大学附属病院の医師で助教の1名を、「病態治療学」、「現代医療論」は近隣の総合病院に勤務し、臨床経験豊富で、最新の医療について教授できる医師13名（内12名は博士号保有）を非常勤講師として配置した。「代替補完療法」は、専門の実務に従事しながら、教育実績のある非常勤講師2名とした。「生化学」、「栄養学」、「微生物学（感染・免疫含む）」、「公衆衛生学と法規」、「保健統計学」、「疫学」等は科目の教育経験豊富な専任の教授2名と兼任教授1名を配置した。

人間理解に関する科目について、「生涯発達論」は発達理論については教育経験のある教授、小児、成人、老年の発達については、各専門領域の教授、専任講師が担当する。コミュニケーションに関する2科目は教育経験豊富な教授、准教授を配置した。また、「日本手話」は手話学に造詣の深い外国の博士号をもつ非常勤講師（本務校では教授の職位）を配置した。「看護の対象理解論」では、患者理解に関する研究業績のある教授、准教授、専任講師を配置した。「家族社会学」は家族社会学が研究の専門分野である教育経験豊富な専任の教授を配置した。「臨床心理学」は教育経験豊富な臨床心理士の資格をもつ他学部の教授を兼任として配置した。

「保健医療福祉行政論」は実務経験と教育経験の豊富な医師の非常勤1名で、「社会福祉概論」は他学部の准教授が兼任する。「医療安全」は実務経験豊富な医療安全担当の現職の看護師長と感染管理専門の認定看護師が非常勤講師として担当する。

「ボランティア活動」については、学生のボランティア活動を支援した経験のある教授、海外でのボランティア経験の豊富な専任の准教授、国内でのボランティア経験の豊富な教授、専任講師を配置した。「多職種連携論」は科目内容に該当するの実務・教育・研究業績のいずれかがある専任の教授2名（老年看護学と精神看護学領域）を配置し、「退院支援論」は科目内容に該当する実務・教育・研究業績のいずれかがある専任教授2名（小児看護学領域と精神看護学領域）と専任講師2名（成人看護学領域と母性看護学領域）を配置した。

4) 専門科目

基礎看護学の科目のうち、看護学概論や看護技術に関する科目は実務経験、教育、研究経験のある准教授、専任講師、助教が担当し、「看護倫理」は看護の教育経験豊富な他大学の現職教授を非常勤講師として配置した。**成人看護学**の科目については、実務・教育・研究業績の豊富な教授と実務経験豊富な専任講師2名（1名はがん看護専門看護師の資格を持つ）が担当する。**老年看護学**領域では、実務・教育・研究業績の豊富な教授と実務・教育経験のある専任講師が担当する。**母性看護学**の科目については、実務・教育・研究業績の豊富な教授と実務・教育経験のある専任講師、助教が担当する。**小児看護学**領域では、実務・教育・研究業績の豊富な教授、准教授と専任講師が担当する。精神看護学領域では、実務・教育・研究業績のある教授・専任講師が担当する。**在宅看護論**領域は実務・教育・研究業績のある准教授と実務・教育経験のある助教が担当する。**公衆衛生看護学**領域では、実務・教育・研究業績の豊富な准教授と実務経験豊富な専任講師と助教が担当する。

統合分野における科目について、「研究の基礎」は教授3名がオムニバスで担当し、「卒業研究」は8領域（健康科学・社会学含む）に分け、学生が興味・関心のある領域で取り組めるように、専任教員（教授、准教授、専任講師、助教）が学生数人を担当することとし、補助として助手も入り複数体制で担当する。助教は経験が少ないため、極力単独担当を控え、その領域の教授等のサポートが受けられる体制をとる。

「特別支援教育・看護合同演習」は、特別支援教育に関する授業は、教育学部特別支援教育専修の専任の教授・准教授が担当し、看護に関する授業は、小児看護学領域の准教授が授業を担当し、実技演習や特別支援学校の見学、グループ活動のサポートは教授以下、助手も含め全員で担当する。

「看護教育論」は看護教育を専門とする准教授が担当し、「看護管理論」は、現職看護管理者で博士課程（後期）に在学中の非常勤講師を配置した。「災害看護論」は国内外での災害看護の経験をもつ准教授、「国際看護論」は海外で博士の学位を取得した准教授と海外での看護の経験がある准教授が担当する。「海外研修」は海外での活動経験のある准教授2名を配置した。

「救急看護」は救急救命医療センター等での豊富な救急医療の実務経験のある専任講師が担当する。

「SPP 技術指導演習」と「多職種連携実践演習」は教授が責任者となり准教授、専任講師、助教が数名で担当し、1グループ5人の8グループ体制で学習し、「SPP 技術指導演習」は2年生を加えて技術演習をする。「多職種連携実践演習」は、他学部の学生、主に教育学部（特別支援教育専修や保育専修）等の学生を加えて小グループの学習とする。他学部の学生は自由科目となっており、履修が可能である。4年次の総まとめの時期であるため、演習内容は学生の主体的かつ柔軟な発想を尊重し、創造的に計画、展開することとし、教員はそのサポートをする体制で臨む。

「終末期看護実習」は主に成人看護学領域の専任教員が担当するが、老年看護学、精神看護学、在宅看護論領域の教員も実務経験、研究業績等十分にあることから担当する。

「継続看護実習」も同様に、成人看護学領域の専任教員が担当する他、負担が偏らないように科目担当の分担割合を調整しながら他領域の教員も担当する。

「統合看護実習」は、健康科学及び社会学領域と公衆衛生看護学領域を除いた専任教員全員（教授、准教授、専任講師、助教）が学生を少人数（5人～6人）に分け担当し、助手がサポートする体制とする。

3. 教員組織の特色と構成人数

1) 教員組織の編成方針と研究体制

看護学は看護の実践的学問であり、臨床実習での学習は大きな役割を果たす。そのことを教員は十分認識し、医療の進歩にはアンテナを高くして情報収集し、臨床現場に沿った教育を心掛けることとする。そのためには、臨床現場との強い連携体制を構築し、日々相互啓発に努める。

教育活動において領域や職位は関係なく、教員は常に学生を理解することの重要性や学生指導の在り方、各自の得手不得手などを理解、吟味し、謙虚に学生と共に学ぶ姿勢が必要である。経験豊富な教授等を中心に協力を得ながら、相互に成長していきけるような教員集団の体制を構築する。学生は教員をロールモデルとして、「観て、真似る、学ぶ存在である」ことを肝に銘じて教員自身の言動に注意を払う必要がある。

教職員の教育力を一層強化するためにも、開設早期より岐阜聖徳学園大学倫理綱領に基づき本学の方針について説明を行い、大学教職員としての自覚と使命感を促す。次年度以降は、新規採用教職員については説明会を開催し、教員に関しては4月の教授会において説明を実施する。

同時に教員向けFDを推進し、看護学部のカリキュラムポリシーやディプロマポリシーを教員全員が共通理解し、同じ目標をもった教員集団として一致団結して学生の教育に専念できるように協

力と理解を求める。教養教育を重視しているため、全教員が教養教育の目的や意義、学生への説明、履修の進め方等共通理解できるようにする。また、新任教員には基本的な授業計画、授業方法、評価等について理解できるようにする。さらに、大学の全学委員会や看護学部の委員会等の役割を理解し、有機的に機能する様に各自が委員会における役割と責任を自覚し、協働できる体制を整える。これらは一朝一夕にできることではないため、日頃から挨拶から始まる相互の信頼関係を構築し、常に情報交換しながら、オープンで和やかな職場の雰囲気づくりに各自が意識的に取り組む。

そのために教員採用にあたり、大学人として教育、研究、社会貢献活動と学内業務の委員会活動等がバランス良くできることを基本として、その他に「看護の面白さがわかり、それを学生に伝えたいと思っていること、学生を愛おしみ、誠実・謙虚で他者と協調して、相互に成長していこうとする姿勢のある」人材を重視して採用した。

教員の研究は領域や専門性にとらわれることなく、各自が興味・関心のある研究課題に対して看護学部内・外、他大学等と縦横に連携して実施する。創造性や独創性を重んじ、活発に研究ができるような体制を構築する。従来他学部で実施されていた科学研究費などの外部資金の獲得の奨励、支援も同様に実施する。また、学内の共同研究費は、できるだけ地域貢献活動や若手研究者の育成に配分するものとする。さらに、教員の修士や博士の学位取得への支援や海外研修に関する環境整備を行い、支援を実施する（資料5）。また、開学と同時に、教員オリエンテーションで、教育・研究支援、修士や博士の学位取得の支援を実施すること、業績があれば、完成年度を待たずに、昇格審査に申請することで昇格が可能であること等説明し、教員の動機づけを高める。順次昇格人事を推進する。教員の昇格については規定に沿って審議することとする（資料6）。

なお、開学年度においては、兼担や兼任の非常勤講師に対して看護学部の教育理念や教育目標、カリキュラムの特色、授業に係る諸事項の説明会を開催する。授業開始された後は、適宜、非常勤講師との情報交換を実施し、教育目標の達成に努力する。また、本学が毎年実施している非常勤講師打ち合わせ会議を看護学部でも同様に開催し、看護基礎教育の理解と協力を求める。

【資料5】学外研修に関する資料

【資料6】教育職員昇格候補者審査規程

2) 構成人数と着任時期

看護学部看護学科の教員組織は、基準12人に対して27人を配置する。専任教員はほぼ全員（1人を除いて）が修士の学位を保有しており、うち6人が博士の学位を保有し、3人が博士課程満期退学で博士号取得予定であり、2人が在学中である。修士の学位を取得していない教員は、修士に入学したところである。資格は27人中24人が看護師資格を保有し、うち7人は保健師資格、4人は助産師資格を保有している。看護の専門領域の教員24人については、全員が看護の実務経験を有している。

各専門分野に対する教員配置については、健康科学・社会学領域に3人（教授3人）、基礎看護学領域に5人（准教授1人、専任講師2人、助教2人）、成人看護学領域に4人（教授1人、専任講師2人、助教1人）、老年看護学領域に2人（教授1人、専任講師1人）、母性看護学領域に3人（教授1人、専任講師1人、助教1人）、小児看護学領域に3人（教授1人、准教授1人、専任講

師 1 人)、精神看護学領域に 2 人(教授 1 人、専任講師 1 人)、在宅看護論領域に 2 人(准教授 1 人、助教 1 人)、その他保健師選択領域である公衆衛生看護学領域に 3 人(准教授 1 人、専任講師 1 人、助教 1 人)を配置した。このほか助手 4 人(専門領域は成人・老年看護学、小児看護学、精神看護学、公衆衛生看護学等の臨床経験がある)を配置しており、教育研究の円滑な実施に努める。

平成 27 年 4 月の開設時は合わせて 22 人着任し、同 10 月に 1 人着任、平成 28 年 4 月に 3 人が着任し、さらに平成 30 年に 1 人着任し合わせて 27 人着任予定である。

3) 専任教員の年齢構成と定年規程の扱い

看護学部開設時の教員の年齢構成は、60～69 歳が 6 人(教授 5 人、准教授 1 人)、50～59 歳が 9 人(教授 2 人、准教授 1 人、専任講師 6 人)、40～49 歳 3 人(准教授 1 人、専任講師 1 人、助教 1 人)、30～39 歳 5 人(専任講師 1 人、助教 4 人)となっており、完成年度における教員の年齢構成は、60～69 歳が 10 人(教授 6 人、准教授 2 人、専任講師 2 人)、50～59 歳が 9 人(教授 2 人、准教授 1 人、専任講師 5 人、助教 1 人)、40～49 歳が 6 人(准教授 1 人、専任講師 2 人、助教 3 人)、30～39 歳 2 人(助教 2 人)となっている。

<開設時(平成 27 年度)の年齢構成>

職名	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	計
教授	0	0	2	4	1	7
准教授	0	1	1	1	0	3
専任講師	1	1	6	0	0	8
助教	4	1	0	0	0	5
計	5	3	9	5	1	23

※10 月着任の教授 1 人を含む

<完成年度(平成 30 年度)の年齢構成>

職名	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	計
教授	0	0	2	1	5	8
准教授	0	1	1	1	1	4
専任講師	0	2	5	2	0	9
助教	2	3	1	0	0	6
計	2	6	9	4	6	27

また、完成年度における専門分野の領域別年齢構成の内訳は、健康科学・社会学領域(60 代 2 人、50 代 1 人)、基礎看護学領域(60 代 1 人、50 代 1 人、40 代 2 人、30 代 1 人)、成人看護学領域(60 代 1 人、50 代 1 人、40 代 2 人)、老年看護学領域(60 代 1 人、50 代 1 人)、母性看護学領域(60 代 1 人、50 代 1 人、30 代 1 人)、小児看護学領域(60 代 2 人、50 代 1 人)、精神看護学領域(50 代 2 人)、在宅看護領域(40 代 2 人)、公衆衛生看護学領域(60 代 2 人、50 代 1 人)とな

る。やや年齢的に教員が高齢であることから、退職人事が発生した場合の採用では、応募した人材のうち極力年齢の若い人材の採用を心掛ける。

本学の専任教員の定年は「定年に関する規程」(資料7)により、教授、准教授、専任講師の職位は63歳まで、助教、助手は60歳となっている。なお、「継続雇用制度に関する規程」(資料8)により、准教授、専任講師、助教、助手の職位は65歳まで、教授職は72歳まで継続することができる。

【資料7】岐阜聖徳学園大学就業規則「定年に関する規程」

【資料8】岐阜聖徳学園大学就業規則「継続雇用制度に関する規程」

カ. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法及び履修指導方法

建学の精神の仏教精神を基調とした「以和為貴」に則って、「平等」、「寛容」、「利他」の“こころ”の教育を基盤とした深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材を養成することを目的に以下の教育目標を設定し教育する。

- ① 深く人間を理解し、生命を尊重し、高い倫理観・道徳観をもって看護を実践できる能力を養う。
- ② 等身大の自分を認め、他者に対して素直に向き合い柔軟にコミュニケーションを図ることができる能力を養う。
- ③ 専門的知識・技術を統合・汎用し、対象に応じて看護を創造的に計画・実践・評価できる能力を養う。
- ④ 保健・医療・福祉・教育・行政の専門多職種と連携し、地域の人々の健康問題に対して支援できる能力を養う。
- ⑤ 国際的感覚を身につけ、広い視野で生涯学び続け、看護を変革・発展させていくことができる能力を養う。

1) 教育方法（方針と授業方法）

上述の教育目標を実現するために、学生に修得させる能力（卒業生の特性、DP）と各科目の関連性がより理解されやすいように、カリキュラムマップ（資料9）を作成し、常に教育目標とディプロマポリシーを意識した授業運営に心掛ける。その上で授業は講義・演習・実習・実技を効果的に関連させ、知識・技術・態度が一貫して身につくように努め、さらに専門基礎科目、専門科目、時には教養基礎科目等との相互の科目間の関連性と順序性を常に意識した授業運営に心掛ける。その

ためには教員間の情報交換は不可欠である。各授業方法については、常の教員自身がリフレクションに心掛け、学生の授業評価内容についても、教員として謙虚に受け止め、地道に改善する努力をし、学生へのフィードバックに心掛ける。

各授業科目の講義は1単位15時間、演習は1単位15時間～30時間、臨地実習は1単位45時間で実施する。講義科目については、事前・事後課題が十分準備できるような時間割配置を行い、学生の学習時間の確保を図る。特に卒業研究は卒業論文の提出をもって看護学士の学位を授与することから、4年次通年の配置としているが、前期・後期それぞれに学生が十分取り組める学習時間を確保できるような時間割を編成する。

授業を実施する時は、極力、学生の主体性、自律性を引き出すような授業形態になるように努め、授業中は学生同士のバズセッションを取り入れ、その後の意見発表を促し、学生の反応を確認しながら進め、また質問をしやすい雰囲気づくりに努める。授業中の学生の受講態度（私語、携帯に触れる、席を離れる等のマナー違反等）について説明し、各教員が入学当初から習慣付けるように指導を徹底し、学ぶ環境を整備する。これは学生相互の学び合う権利を尊重することにつながることで、人として基本的な姿勢であることを指導する。質の高い看護実践能力を養うために、各専門領域の看護技術演習は、原則40名2クラス体制とし、きめ細やかな指導ができるように配慮し、学習は1グループ4人～5人の少人数として実施する。

専門基礎科目において、患者会などの当事者の体験や現任の保健医療福祉行政の専門職などのゲストスピーカーを招待してよりイメージ化し、身近に感じられるように工夫する。SP (Simulated Patient : 模擬患者) を使った授業も検討していく。「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」や「卒業研究」などは少人数による学習を進める。専門科目の学内技術演習では1グループ4人とし、きめ細やかな指導ができるように学生人数、教員配置をする。PBL (Problem Based Learning : 問題解決型授業) の採用、効果的な資料、視聴覚資料等の工夫を行う。

開設時1～2年目の「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」は多くの教員が関わり、実習を担当しなかった教員も全体の振り返りの学習成果報告会には参加し、学生の知識レベルや学習姿勢等を把握し、その後の2年次から4年次の教育指導に生かすようにする。

臨地実習ではカンファレンスを毎日行い、実習の振り返り（リフレクション）や事例の検討を行い、体験したことの意味づけをすることによって、学生の学習の効果を確認し、次の学習への動機づけを図る。これは学生の学習の振り返りをするだけでなく、教員自身の教育指導のリフレクションにもなるため、学生の言動や記録等で教員として気付いたことや課題と思えることは各自の指導記録として残し、その後に生かすようにする。また、その指導に関しては教員間で情報を共有し、次への指導に生かす努力をする。

【資料9】カリキュラムマップ

2) 履修指導

(1) ガイダンスの実施

ガイダンスは入学時のみでなく、学年毎に前期・後期開始時に実施する。ガイダンスの内容は、入学時は本学の教育理念、学部の教育目標、カリキュラム全体と学部の特徴、取得できる資格と国家試験対策、時間割表（資料 10）、履修方法、アドバイザー制、学生としての学習姿勢、ハラスメントに関する事項、学生生活の概要等を説明する。特に履修に関しては、卒業要件の 128 単位以上の履修の必要性和各学年登録の履修上限を 48 単位に設定していること等を説明し、①看護師受験資格のみの場合、②看護師と保健師受験資格の場合、③看護師と養護教諭一種免許状取得の場合の 3 つの履修モデル（資料 11）を提示し、履修漏れがないように説明する。その上で、保健師教育課程、養護教諭教育課程の選抜試験の方法についても説明し、選択希望の学生が準備できるようにする。

2 年次以降のガイダンスでは、当該学年の履修方法と計画、学生生活上の問題（発生しやすいトラブルと対処など）について例を挙げて説明する。青年期の真ただ中にある学生は不安定で些細な事にも動揺する時期であり、特に 2 年次は学生生活の中だるみともいえる時期である。進路変更に関わる深刻な悩み、交友関係によるトラブル（いじめ、ストーカー、妊娠問題等）、家族関係等アイデンティティに関わる悩みが噴出する時期である。そのための相談窓口や体制の周知徹底をこの機会に図る。

本学で「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」を意図的に設定しているのは、特に周囲との孤立を避け、仲間と共に学ぶ喜びや楽しみを見出し、学生生活が継続できるようにすることも目的の一つである。

【資料 10】 時間割表(案)

【資料 11】 履修モデル

(2) シラバスの作成

全授業科目についてシラバスを作成する。内容としては、授業科目名、履修時期、選択・必修の別、担当教員、授業方法、授業科目の目標と概要、各回の授業内容と担当教員、事前・事後の学習課題、使用する教科書や参考書、成績評価基準などを明示し、学生が授業目標を理解し、主体的に学習に取り組めるようにする。

(3) 実習要項の提示

領域毎に「実習要項（資料 12）」を作成し、各実習の目的、目標、実習内容、実習日程、評価等を学生に説明し、実習の概要を理解したうえで実習に臨めるように指導を行う。なお、臨地実習科目を履修するための前提科目となる授業科目について、ガイダンス等で説明し、臨地実習前に必要な知識・技術等を確実に身につけて臨むように指導する。

【資料 12】 実習要項

(4) 科目配置と履修指導

教養基礎科目は1年次～2年次の前期・後期に配置するが、学年を遡って履修可能とする。専門基礎科目はほとんどの専門科目の履修前に配置されており、極力学習した専門基礎科目を生かして専門科目を学習するように指導する。

(5) オフィスアワー設定とアドバイザー制

各科目に関する質問や疑問、あるいは生活の相談等の様々な相談に応えるために、各教員はオフィスアワーを設定し、教員の研究室を学生が自由に訪問できる時間帯を1週間に1回設定し、学生要覧や掲示などで学生に周知する。

また、本学は全学部教員のアドバイザー制をとっており、看護学部でも同一の体制をとり、1年次から3年次まで同じ学生を担当するアドバイザーの教員を配置する。1年次・2年次に「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」を受講する同じ学生を担当する。個人的に履修についての確認や相談をできる体制をとる。2年次後期に保健師と養護教諭の選抜試験があるため、選択を希望する学生には、あらかじめ、単位が不足しないように指導する。4年次は卒業研究で少人数に振り分けられた学生を担当し、卒業研究のみでなく、国家試験対策や就職試験、進学等の相談にも応じる。

3) 教育方法に応じた学習環境

講義の場合は多人数教室で学習が可能ないように、プロジェクターを数台設置する。また、講義形式であっても、バズセッションやグループワークをする時に少人数グループに分かれ、学習できるように、個別に移動可能な机と椅子を配置した。このような教室を5室配備した。全学年が出校して、使用しても十分対応可能である。演習の場合、少人数でディスカッションができるように6～7人が学習できる演習室を12室準備し、十分対応できるようにした。演習室では各部屋でプロジェクターの活用、作業ができる机、椅子等準備した。「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」やそれ以外の演習科目についても演習室で活用できるように時間割の配慮をする。

実習室は基礎看護学実習室、成人・老年看護学実習室、母性看護学実習室、小児看護学実習室、精神・在宅・公衆衛生看護学実習室の5つを配置し、それぞれの演習がいつでも使用可能とした。ただし、実習室は学部内・外の使用も可能なように調整して活用し、質の高い看護教育ができるようにする。学内の実習室は基礎看護学実習室、成人・老年看護学実習室は、定員の80名の演習が同時にできるように施設・設備・備品等を整備した。それ以外の領域では40人で演習を2回にわたり実施する想定で整備した。特に小児看護学実習室は、地域子育て支援関係の行事等を視野に入れ、また「特別支援教育・看護合同演習」科目に対応できるように極力広めの環境を整備した。さらに備品などは臨床現場の看護職もスキルアップできるような人体模型や物品などを十分に配備し、いつでも技術練習ができるようにする。同じ演習室を使用している、授業の準備のための物品の取り出しや、授業後の整理がいつでもできるように各領域別にできるように準備室は7つ配備し、それぞれに消耗品等を準備した。

また、看護学部棟1階に設置予定の看護実習支援室（仮称）の隣に学生が自由に使用できるパソコンと印刷機を設置し、授業や実習関係の資料をダウンロードし、印刷が可能となる環境を整備す

る。

4) 履修科目の登録上限

履修科目が偏りなく学習できるように1学期の履修登録制限を看護師の国家資格受験のみを目指す学生は、24単位（1年間48単位）として制限をかける。ただし、保健師国家試験受験資格希望、養護教諭一種免許状取得希望の学生はこの限りではない。

5) 成績評価

成績評価については、秀 (A) (100～90点)、優 (B) (89～80点)、良 (C) (79～70点)、可 (D) (69～60点)、不可 (F) (59点以下)、失格 (G)、の評価とし、可 (D) 以上を合格としている。

また、学則第13条に則り、単位の認定がされた場合は、認定 (T) としている。

成績評価については、学則に定めるとともに、学生要覧への記載やオリエンテーションを通して周知する。成績評価に関連して、学生が入学時から卒業までの成績を客観的にモニターでき、学習効果を学生自身で把握できるように GPA 制度 (Grade Point Average) を導入している。成績評価によるグレードポイントは、秀 (4点)、優 (3点)、良 (2点)、可 (1点)、不可 (0点)、失格 (0点) として置き換えて単位数を掛け、その合計を履修単位数の合計で割って1単位あたりの平均点を算出する。

2. 卒業要件

卒業要件は、4年以上在学し看護学部で定める所定の授業科目（資料13）について128単位以上修得することである。卒業要件については、学則に定めるとともに、学生要覧への記載やオリエンテーションを通して周知する。

所定の授業科目については、「建学の精神に関する科目」は必修4単位を修得する。「教養基礎科目」から必修10単位、選択必修1単位、選択10単位の合計21単位以上を修得する。「専門基礎科目」から必修29単位、選択必修2単位、選択2単位の合計33単位以上を修得する。「専門科目」から必修67単位、選択必修1単位、選択2単位の70単位以上を修得する。

卒業要件の修得単位数

区分	必修	選択必修	選択	合計
建学の精神に関する科目	4	—	—	4
教養基礎科目	10	1	10	21
専門基礎科目	29	2	2	33
専門科目	67	1	2	70
	110	4	14	128

【資料13】教育課程と指定規則との対比表

キ. 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学は、羽島キャンパスと岐阜キャンパスの2つのキャンパスに分かれており、両キャンパス共に岐阜市南部に位置している。キャンパス間は約5km離れている。羽島キャンパスは、大学院1研究科と大学2学部3学科の他に、附属幼稚園・小学校・中学校を設置し、合計122,613.7㎡（借用地41,170.08㎡を含む。）を所有している。岐阜キャンパスは、大学院1研究科と大学1学部1学科の他に、短期大学部を設置し、合計54,997㎡（借用地3,798㎡を含む。）を所有している。両キャンパスの校地面積合計は177,610.7㎡（借用地44,968.08㎡）となり、各学校の設置基準（資料14）を十分満たしている。

看護学部は、羽島キャンパスに設置する。看護学部を含む基準面積は28,400㎡に対して、両キャンパスの校地面積は十分基準を満たしている。羽島キャンパスの運動場については、隣接地に運動場とテニスコート4面（全天候型）を設けると共に、徒歩で7分（600m）の距離には多目的運動場を設けている。羽島キャンパス内にあるキャンパスプラザは、開放的なスペースであり、ベンチや樹木を配置することで多くの学生たちが寛ぐアメニティスペースとなっている。また、大学祭時はキャンパスプラザに常設されたステージを利用しメイン会場として利用され、多目的に活用できるスペースとなっている。

なお、看護学部の校舎建設に合わせて、校舎に隣接する土地を購入し、新たな運動場の整備に着工した。

【資料14】各学校の設置基準

2. 校舎等施設の整備計画

校舎等施設については、新たに看護学部棟（仮称）を建設する（資料15）。平成26年1月に着工し平成27年2月に完成する予定で、建物面積としては8,157.59㎡の5階建てである。この看護学部棟（仮称）には、看護学部専用の講義室、実習室及び演習室等を次のとおり整備する。1階及び2階の講義室については、教育学部及び外国語学部と共用し、情報処理演習室については、既存施設である6号館4階の第1コンピューター室（64名収容）を利用する。その他自由に使用できる既設のコンピューター室も使用可能である。

1) 看護学部棟1階

講義室5室（210名収容1室 180名収容2室 120名収容2室）、事務室、非常勤講師控室、打合せ室、学部長室、印刷室、倉庫、更衣室、ラウンジ

1階の講義室5室については、教育学部及び外国語学部と共有し、教養基礎科目の授業科目を中心に利用する。また、専門基礎科目や専門科目の授業科目でも利用する。

2) 看護学部棟2階

講義室3室（120名収容2室 80名収容1室）、演習室2室（96席）、学習室1室（120名収

容1室)、ラウンジ

2階の講義室3室については、1階と同様に教育学部及び外国語学部と共用し、教養基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の授業科目で利用する。演習室は、アクティブ・ラーニングの授業を可能とした部屋となっている。学習室については、自主的な学習スペースとして120席準備した。また、ラウンジを設け、学生が寛げる空間を設けている。

3) 看護学部棟3階

講義室7室(120名収容2室 80名収容5室)、演習室(10~14名定員12室)、女子更衣室

3階は、看護学部専用のフロアである。講義室7室と演習室12室は、専門基礎科目や専門科目の授業科目で利用する。演習室については少人数で行う「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」や「卒業研究」などで利用する。この階には女子更衣室を設け、全学年の女子学生分の専用ロッカーを設置する。

4) 看護学部棟4階(実習室5部屋)

基礎看護学実習室(334.24㎡)、成人・老年看護学実習室(260.55㎡)、母性看護学実習室(128.53㎡)、小児看護学実習室(200.42㎡)、精神・在宅・公衆衛生看護学実習室(161.09㎡)、準備室7、男子更衣室

4階は、看護学部専用の実習室を5室設置すると共にそれぞれの領域の準備室を7室設置している。基礎看護学実習室については、80人同時に実習を行うことができる十分なスペースを確保している。成人・老年看護学実習室は、基礎看護学実習室の隣に配置したことでドア1枚を挟んで往来ができる構造とした。そのため2部屋を利用して80人同時に実習を行うことができるよう実習室の配置に工夫を凝らしている。その他の実習室については、2クラス編成での授業を行い、教育効果を上げることができるようになっている。

この階には男子更衣室を設け、全学年の男子学生分の専用ロッカーを設置する。

5) 看護学部棟5階(教員の研究室)

研究室24室、助教及び助手室3室、会議室、小会議室、印刷室、更衣室、ラウンジ

専任講師以上は授業準備や研究、学生指導が独自で可能な環境を配備するために、教員一人が研究室1室を利用できるように、全部で24室設置した。また助教(及び助手)室として4~5人が使用可能な部屋として3室設置した。その他、看護学部全体会議が可能な会議室と小会議室を各1室ずつ設置した。教員が授業や会議等で使用するために1階とは別に印刷室を設置し、印刷機やコピー機等を配備する。エレベーターホール付近ではラウンジを設け、学生が教員から指導を受ける場として、あるいは教員や学生が寛ぐ場としても使用可能である。

【資料15】看護学部棟図面

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学では、羽島キャンパス、岐阜キャンパスにそれぞれ図書館を設置している。各図書館の蔵書のほとんどはデータ登録されており、単一のシステム CARIN で管理することで他キャンパスの図書館で所蔵している蔵書をまとめて検索し、普段利用している図書館に取り寄せることができる。利用可能な図書館全館の蔵書冊数は、平成 26 年 3 月現在で約 35 万冊となっている。

蔵書構成は、各キャンパスに立地する学部・学科に対応している。教養関係資料のほか、教育学部、外国語学部が主に利用する羽島キャンパス図書館では、教育学・心理学・語学教育系の資料を、経済情報学部、短期大学部幼児教育学科が利用する岐阜キャンパス図書館では、経済学・情報学・保育学系の資料を中心に蔵書が構成されている。看護学部は羽島キャンパスに設置することから、主に羽島キャンパス図書館を利用することになる。

羽島キャンパス図書館の蔵書は、平成 26 年 3 月現在で約 20 万冊、学術雑誌は平成 26 年 4 月現在で 171 タイトルを購読している。その他データベースとして「Education Research Complete」「朝日新聞記事検索」の利用も可能となっている。

看護学部の設置に伴い、看護学（専門基礎分野、基礎看護学分野、成人看護学分野、老年看護学分野、小児看護学分野、母性看護学分野、精神看護学分野、在宅看護論分野、公衆衛生看護学分野、統合看護学分野等）に関する専門図書を中心に内国書 3,454 冊、外国書 654 冊を整備するとともに、学術雑誌 53 タイトル、電子ジャーナル 10 タイトル、視聴覚資料 106 点を整備する。また、医学・看護学関係のデータベース 3 種類を新規に契約し、教育研究環境の充実に努めることにしている。なお、羽島キャンパス図書館の閲覧座席数は、教育学部、外国語学部及び看護学部の収容定員 2,240 人に対して 228 席となっている。

他大学図書館等との相互協力については、国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) を他大学の図書館と相互協力を行っている。また、東海地区大学図書館協議会への加盟により、相互で他大学の図書館で資料を閲覧することができる。

ク. 入学者選抜の概要

1. 入学者受入方針（アドミッションポリシー）

「相手を尊重しながら人と積極的に関わることのできる協調性のある人、医療専門職として学習に耐えうる基礎学力と自己管理能力を持つ人、日々進歩する医療に対応するために常に学び続けることができる人、幅広く科目を履修し修めた知識と技能を社会のために活かすことを喜びとする人を求めます」をアドミッションポリシーと設定した。

看護は人を対象とするヒューマンケアであるため、まずは人との関わりが積極的にでき、コミュニケーションの基礎的能力や協調性のある人材を求める。また、医療専門職としての学習に耐えうる基礎学力と、著しい医療の進歩に対応するために常に自己啓発は必要であり、自律的に学習する能力が求められる。今や、チーム内での連携にとどまらず、医療機関以外との連携も視野にいた

医療者の連携する能力が求められており、連携の基礎となるコミュニケーション能力、相手を尊重しながらも、自分の意見も表現できるディスカッションの基礎的能力が必要である。

さらに、医療者としてだけでなく、一社会人として健康に関心をもち、自己管理ができることで職業人として責任ある行動がとれる。最後に、看護はアートであり、常に看護の対象のニーズに応じたよりよいケアを目指していることから、柔軟な発想で想像、創造し、時にはチャレンジすることも必要である。これらの学びを社会のために生かすことができる人材を求める。

2. 入試選抜方法

看護学部での入学者選抜方法は、アドミッションポリシーに基づいて、指定校制推薦入試、公募制推薦入試、一般入試（A 日程）、一般入試（B 日程）、一般入試（C 日程）、大学入試センター試験利用入試（前期日程）（後期日程）で実施する。詳細については以下のとおりである。なお、大学入試センター試験利用入試については、平成 28 年度入学試験から実施する。

(1) 指定校制推薦入試

指定校の校長の推薦があり、平成 27 年 3 月の卒業見込み者で、本学を専願し本学の基準を満たしている者に、集団面接、書類審査を行い総合評価で合否を決定する。

(2) 公募制推薦入試

学習、課外活動、ボランティア活動等に専心努力し、本学において積極的に修学に取り組むことのできる者に対して、小論文、集団面接、書類審査を行い総合評価で合否を決定する。

※平成 28 年度から公募制推薦入試は、基礎学力検査（国語・数学・英語）、集団面接、書類審査を行い総合評価で合否を決定する。

(3) 一般入試（A 日程）

学力試験（英語または国語、数学 I・A の 2 科目）、集団面接、書類審査を行い総合評価で合否を決定する。

(4) 一般入試（B 日程）

学力試験（英語、国語、数学または理科の 3 科目）、書類審査を行い総合評価で合否を決定する。

(5) 一般入試（C 日程）

学力試験（英語、国語、数学 I・A の 3 科目から 2 科目）、集団面接、書類審査を行い総合評価で合否を決定する。

※平成 28 年度から一般入試（C 日程）は、大学入試センター試験の得点（数学、理科のうち最高得点 1 科目）、集団面接、書類審査を行い総合評価で合否を決定する。

(6) 大学入試センター試験利用入試（前期日程）（後期日程）は、平成 28 年度入学試験から実施し、大学入試センター試験の得点（外国語、国語の 2 科目と数学・理科のうち得点の高い方の科目と合わせて 3 科目）と書類審査を行い総合評価で合否を決定する。

3. 社会人の受入れについて

社会人の受入れについては、教育基本法第四条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない」に鑑み、生涯学習または社会人に対する教育の機会均等の場を提供するため、社会人を積極的に受け入れることを特色としている。本学としては、入学資格を有する者に対して、小論文、面接、書類審査で選抜をする。なお、本学の社会人の定義は次のとおりである。

本学の社会人の定義は「高等学校卒業またはそれと同等の学力があると本学が認めた者で、入学時の年齢が満 21 歳以上で 3 年以上の社会人経験を有する者」とする。

4. 募集定員について

看護学部の募集定員は次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	募集人員							社会人選抜入試
		推薦入試		一般入試			大学入試センター試験利用入試		
		I 期日程		A 日程	B 日程	C 日程	前期日程	後期日程	
指定校	公募制								
看護学部 看護学科	80	10 (10)	12 (12)	16 (16)	28 (22)	12 (10)	—(5)	— (3)	2

※ () 内は、平成 28 年度入試の募集人員を示す。

推薦入試と一般入試の募集定員の割合は、推薦入試 24 名 (全体の 3 割)、一般入試 56 名 (全体の 7 割) とする。(なお、社会人の募集定員 2 名は推薦入試に含む)。

5. 入学試験実施体制

本学は学長（全学入試委員長）のもとに全学入試委員会が設置されており、その下に各学部入試委員会がある。全学入試委員会のもとに問題作成委員、採点委員、面接委員、監督委員等が学長から委嘱され実務に当たる。看護学部における入試別の募集人数、選抜方法、試験日程、入学試験実施体制等については、入試に関する事項を審議する全学入試委員会において決定する。入試別の合否判定については、看護学部開設後は看護学部教授会において行うこととなるが、教授会が設置されていない平成 27 年度の入学試験に限っては学長、学部長予定者、事務局長、入試部長が構成員となる特別委員会において合否判定を行う。

ケ. 資格取得を目的とする場合

取得可能な資格一覧

看護師国家試験受験資格	卒業要件の 128 単位を修得し、卒業と同時に資格取得
保健師国家試験受験資格	定員 20 名の選択制 選抜試験に合格し、141 単位を修得
養護教諭一種免許状	定員 10 名の選択制 選抜試験に合格し、161 単位を修得

看護学部看護学科では、卒業要件を満たし（所定の科目及び単位）、卒業することにより、看護師国家試験受験資格の取得が可能である。また、卒業要件の他に所定の科目及び単位を追加修得することにより、保健師国家試験受験資格の取得あるいは養護教諭一種免許状の取得は選抜制で可能である。ただし、保健師国家試験受験資格の取得か、あるいは養護教諭一種免許状の取得のいずれか一つの選択となる。

1. 保健師教育課程の趣旨

今や国民一人一人が健康への関心を高め、各自が健康の保持・増進と疾病予防、健康問題へ対処する術を身につける必要性に迫られている。保健師は地域全体の健康の保持・増進のためのヘルスプロモーション教育の役割を担っており、その人材養成は大きな課題である。本学部では優秀な学生を選抜し、学部での保健師養成を目指すこととした。選抜は2年次後期に実施する。実習場所の確保、卒業後の需要状況に鑑み、定員を 20 名とした。保健師の教育課程で学習した内容は、将来看護師として勤務した時にその知識や技術は大いに生かされる。

保健師教育課程は一部の学生のみが選択して修得できるカリキュラムである。保健師国家試験受験資格を得るために、専門基礎科目は看護師 33 単位以上のところ、保健師教育課程は 37 単位以上の履修が必要であり、そのうち「疫学」、「保健医療福祉行政論」、「保健統計学」の 3 科目 6 単位は必修となる。さらに専門科目 70 単位以上のところ、保健師教育課程は 79 単位以上の履修が必要であり、公衆衛生看護学の「公衆衛生看護活動展開論Ⅰ」、「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ」、「学校保健」、「公衆衛生看護学実習Ⅰ」、「公衆衛生看護学実習Ⅱ」、「公衆衛生看護学実習Ⅲ」の 6 科目 9 単位が必修となる。保健師国家試験受験資格取得のために 合計 141 単位の履修が必要となる。

2. 養護教諭教育課程の趣旨

養護教諭は一つの学校に 1 名～2 名配置される教員配置としては数少ない職種である。しかし、養護教諭の役割は児童・生徒の健康管理や緊急時の対処、環境調整や健康指導、家族への対応、外部機関との連携等多岐にわたっており、高度な専門的知識と技術が求められている。最近では、慢性疾患の児童が増加しているだけでなく、インクルーシブの概念が普及したことにより、医療的ケアの必要な児童・生徒も通常学級に通学して来ている。そのため、これまでの健康管理主体の役割だけでは十分に役割を果たせず、より医療の専門的知識・技術が求められている。本学部では、看護師としての基礎的知識・技術・態度を兼ね備えた養護教諭の養成が可能である。養護教諭の需要は一般的に少ないが、医療機関との連携は今後ますます重要となってくると考えられ、養護教諭として勤務しなくてもその役割や機能を理解した臨床の看護師が存在することは、連携の視野をもったより質の高い看護をするためになくはない重要な人材となる。そこで、定員を 10 名と設

定した。

養護教諭教育課程は一部の学生のみが選択できる教育カリキュラムとして設定した。養護教諭は看護師課程の科目以外に、公衆衛生看護学の「学校保健」、「養護概説」、「健康相談活動」の3科目6単位と教職関係科目の「教師論（中等）」、「教育基礎論（中等）」、「教育心理学（中等）」、「教育の社会制度論（中等）」、「教育課程論（中等）」、「道德教育の指導法（中等）」、「特別活動の指導法（中等）」、「教育情報方法論（中等）」、「生徒指導論」、「教育相談（中等）」、「養護教諭実習特講（事前事後）」、「養護教諭実習」、「教職実践演習（養護教諭）」の13科目27単位を免許要件科目として履修できるように配置し、看護師課程128単位と養護教諭一種免許状資格取得要件の33単位を合わせて合計161単位とした。

3. 具体的選抜方法

保健師教育課程及び養護教諭教育課程のいずれかの科目履修を希望する学生は、1年次から漏れないよう当該科目を履修するように指導する。その上で選択希望者には2年次の3月中旬に選抜試験を実施する。選考方法は2年次までの成績及び面接試験とし、合格発表を3月末には終了する。選抜人数は保健師教育課程20名、養護教諭教育課程10名とする。

コ. 実習の具体的計画

1. 実習の基本的考え方

1) 実習の目的

臨地実習はこれまで学内の講義や演習等で学習した看護の知識・技術・態度を実際の医療等の現場で、対象に合わせて看護を行い、その体験を通して理論と実践を統合し、さらに発展させていく基礎的看護実践能力を習得することを目的とする。

2) 実習目標

- (1) 看護の対象者を全人的に多角的に、共感をもって理解し、コミュニケーション力を駆使して援助的関係を構築することができる。
- (2) 看護の対象者と家族を含む周囲の関係者の健康問題に対してアセスメントし、適切な看護を展開することができる。
- (3) 看護援助技術は科学的根拠を汎用し、対象に応じて安全に適切に実践できる。
- (4) 看護の対象及び医療関係専門職者の権利を保障し、倫理的配慮のもとに行動できる。
- (5) 看護専門職としての役割と責任を自覚し、社会資源の活用、関連機関の多職種と連携調整できる。

3) 実習の展開

臨地実習は1年次～4年次に計画した(資料16、資料17)。1年次前期9月に「基礎看護実習Ⅰ」から開始し、4年次「統合看護実習」を終えると修得する単位は23単位である。さらに、保健師教育課程を選択した学生は「公衆衛生看護学実習Ⅰ～Ⅲ」5単位、養護教諭教育課程を選択した学生は「養護教諭実習」4単位それぞれに追加修得する。

【資料16】年次別実習計画表

【資料17】看護学実習の全体像

(1) 4年間の実習スケジュール

4年間実習スケジュール(案)

実習科目名	単位 (時間数)	1年		2年		3年		4年	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎看護学実習Ⅰ	1 (45)	-							
基礎看護学実習Ⅱ	2 (90)				-				
老年看護学実習Ⅰ	1 (45)			-					
小児看護学実習Ⅰ	1 (45)			-					
成人看護学実習	4 (180)						—		
老年看護学実習Ⅱ	3 (135)						—		
小児看護学実習Ⅱ	1 (45)						-		
母性看護学実習	2 (90)						—		
精神看護学実習	2 (90)						—		
在宅看護論実習	2 (90)						—		
継続看護実習	1 (45)							-	
終末期看護実習	1 (45)							-	
統合看護実習	2 (90)								—
公衆衛生看護学実習Ⅰ	1 (45)								-
公衆衛生看護学実習Ⅱ	3 (135)								—
公衆衛生看護学実習Ⅲ	1 (45)								-
養護教諭実習	4 (180)								—

(2) 科目別実習概要

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
基礎看護学	基礎看護学 実習Ⅰ (1単位)	医療施設における看護援助場面の見学や体験を通して、看護の対象となる患者の理解を深めると共に患者の療養環境を理解する。看護師と行動を共にし、見学及び援助の一部に参加することで、看護の役割や機能を理解し、看護とは何かを学ぶ。また、看護師と関連職種との連携、看護師と患者の良好なコミュニケーションについて理解を深める。臨地看護実習に主体的、積極的、計画的、かつ誠実に取り組むことで、看護専門職者に求められる態度を形成する。	1年次 前期	・病院
	基礎看護学 実習Ⅱ (2単位)	看護師が行う看護実践場面の見学や実践場面へ主体的に参加することを通して、健康回復のために必要な看護の方法を学ぶ。看護師と共におこなうケアの実践を通して、情報のアセスメント、ケア計画立案、実施、評価するという一連の看護過程についての理解を深める。学内で学んだフィジカルアセスメント及び看護技術を対象の状況に応じて適用する方法について学ぶ。臨地看護実習に主体的、積極的、計画的、誠実に取り組むことで、看護専門職者に求められる態度を形成する。	2年次 後期	・病院

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
成人看護学	成人看護学 実習 (4単位)	成人期以降にある患者を受け持ち、援助を実践する。対象者の発達像・生活像の身体的・精神的・社会的な特性を総合的に捉え、身体侵襲の予測と回避、生体機能の回復、苦痛の緩和、生活の再構築に向けた看護を実践するために必要な知識、技術、態度を養う。これまで学習した知識、技術、態度を周手術期、急性期、回復期、慢性期にある患者1人～2人を受け持ち、看護を計画、実践・評価し、看護の継続性を考察する。	3年次 後期	・病院

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
老年看護学	老年看護学 実習Ⅰ (1単位)	高齢者ケア施設での実習を通して、高齢者ケア施設で暮らす高齢者の身体、心理精神的、社会環境的特徴を理解し、その人らしい生活を支援する看護について、探究する。高齢者が生活する上での社会生活機能(力)について指標を用いてアセスメントし、生活ニーズや生活課題を踏まえた支援と地域ケアシステムにおける医療と介護の多職種連携、及び看護職の役割について学習する。さらに、互いの学びを共有しディスカッションすることで、当事者主体の地域ケアシステムにおける医療と介護の多職種連携と看護職の役割について考察する。	2年次 前期	・特別養護老人ホーム
	老年看護学 実習Ⅱ (3単位)	高齢者ケアについて、各専門職員と共に活動し、地域包括ケアシステムにおける医療と介護の多職種連携、チームケアにおける看護職の役割を学ぶ。ケア職員と共に援助を行いながら療養生活を送る高齢者の日常生活の援助の仕方を学ぶ。	3年次 後期	・介護老人保健施設 ・居宅介護支援事業所

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
小児看護学	小児看護学 実習Ⅰ (1単位)	保育所実習を通して乳幼児期にある子どもの成長・発達と養育の在り方について学習する。0歳～5歳までの乳幼児の日常生活の援助(食事、排泄、清潔、衣服の着脱、睡眠、遊び)を日課に沿って行い、一般的な子どもの成長・発達を理解すると共に、成長・発達に応じた養育の在り方について学習する。また、特別に配慮が必要な子どもや病児保育の様子、各園で取り組まれている家族関係を含めた地域での子育て支援等について学習する。さらに、互いの学びを共有しディスカッションすることで、保健・医療・福祉・教育などの社会資源を活用し子どもと家族のQOLを高める援助について考察する。	2年次 前期	・保育所
	小児看護学 実習Ⅱ (1単位)	健康障害及び入院が子どもと家族に与える影響を理解し、子どもの発達と健康障害の種類や経過に応じて、倫理的配慮のもと看護実践できる能力を養う。小児病棟や障害児の施設において一人の患児を受けもち、看護計画を立案、実施、評価する一連の看護過程を学習する。さらに、多職種連携及び社会資源(保健・医療・福祉・教育等)の活用について理解し、子どもと家族の最善の利益について考える視点を身につける。	3年次 後期	・病院

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
母性看護学	母性看護学 実習 (2単位)	母性の特性や看護の方法を理解したうえで、周産期の対象や性・生殖に関わる女性や家族への援助を通して母性看護の対象に必要な看護の基礎的能力を養う。また各ライフステージの女性の健康を支援する看護を学ぶ。まずは、妊娠・分娩・産褥期にある女性の生理的な経過を理解したうえで、対象に応じた保健指導、看護を学ぶ。新生児については、その生理的な経過を理解しながら、順調な発育を促すための看護を学ぶ。	3年次 後期	・病院 ・産婦人科クリニック ・助産所

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
精神看護学	精神看護学 実習 (2単位)	精神の健康障害を抱える患者とその家族を理解するとともに、その健康障害により阻害された日常生活の自立を促進するための援助について理解を深め、精神の健康障害を抱える患者に必要な看護が実施できる基礎的能力を身につけることを目的とする。精神科病棟で1人の患者を受け持ち、患者との治療的関係を形成・発展させながら看護過程を展開する。実践を通して、精神の健康障害を抱える患者が、その人らしく地域で生活するために必要な地域精神保健福祉活動について考え、多職種連携の実際を学ぶ。さらに、この実習を通し、精神看護と人権擁護について考察する。	3年次 後期	・病院

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
在宅看護論	在宅看護論 実習 (2単位)	訪問看護師と同行訪問し在宅療養者に対する訪問看護師の看護活動の実際を知ることを通して、在宅療養者及びその家族のおかれている状況について理解を深める。健康障害を持ちながら在宅で暮らす人々とその家族の尊厳を守り、その人らしい療養生活の継続に向けた看護の在り方、看護技術について学ぶ。また、地域包括支援センターにおける実習を通して、地域包括支援センターの役割を学ぶ。さらに、地域で療養する人々とその家族を支えるための継続看護に必要な他機関との連携、協働体制・社会資源の活用について理解を深める。これらの学びを通して、継続看護における看護師の果たす役割について考察する。	3年次 後期	・訪問看護ステーション ・地域包括支援センター

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
看護の統合	終末期看護実習 (1単位)	終末期にある療養者が安らかな死に向かうために心の安寧を支援する仏教精神をもとにした緩和ケアの支援体制と看護師の役割及び多職種協働の実際について学ぶ。	4年次前期	・病院
	継続看護実習 (1単位)	外来に定期的に受診する患者、入院前の患者、退院後の経過観察の患者の特徴と看護の役割を理解するとともに、地域連携室での看護師の役割、継続看護の意義と重要性を学習する。また、外来で実施されている医師の診察時の補助、各種検査や処置、糖尿病教室等での指導見学、がん化学療法や放射線療法及び日帰り手術を受ける患者等に対する看護を学ぶ。さらに、近年臨床の場に導入されつつあるPFM (Patient Flow Management) システム (入院から退院まで一貫した支援) について学習する。グループでの学びを共有することにより、患者の最善の利益を考えた外来システムの在り方について考える機会とする。	4年次前期	・病院外来
	統合看護実習 (2単位)	これまで学習した看護の知識・技術・態度について総括するために、各自がやりたいことややり残したこと、追求したいことについて、目的と目標をたて、計画し臨地で実践し、評価する。また、看護管理者としての役割についても学習し、マネジメントの基礎的能力を身につける。	4年次前期	・病院 ・福祉施設 ・訪問看護ステーション

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学実習Ⅰ (1単位)	学校現場の中で、成長発達する生徒の心身の健康実態について理解を深め、児童生徒への関わりと支援の在り方を学ぶ。学校保健活動が学校内だけでなく、家庭及び地域社会と連携・協力して行われている実際を学び、学校保健計画に基づき組織的に行われている保健活動であることの理解を深める。養護教諭が行う保健室経営の実際を学び、学校保健活動の中で養護教諭が果たす役割を考察する。また児童生徒への保健教育の内容と手法、技術を学び、実践につなげる。	4年次 前期	・附属小学校 ・附属中学校 ・高等学校
	公衆衛生看護学実習Ⅱ (3単位)	実習地域の健康課題を把握し、実習施設（保健所、市町の保健センター等）で取り組まれている保健事業や公衆衛生看護活動との関連について考察し、地域住民の健康を支援する保健師の役割を理解する。また、看護専門職として、住民の健康増進に寄与できる能力を身につける。ライフステージや健康レベル、成長発達段階に応じた保健指導を学ぶ。対象者とその家族の生活の場に家庭訪問することで、介護・育児を継続できるよう、家族の介護力・育児能力の向上を目指し、セルフケア行動を支援する。	4年次 後期	・保健所 ・市民健康センター
	公衆衛生看護学実習Ⅲ (1単位)	働く人々の労働環境や健康状態、生活実態を把握し、労働条件・環境に関連する健康障害の予防を目的に組織的に展開される産業衛生対策・労働衛生管理の実際を学ぶ。また、健全な職業生活を支える産業看護活動と看護職の役割及び保健指導の実際について学ぶ。これらの学びを通して、産業保健における看護職の果たす役割について考察する。	4年次 後期	・事業所

	実習科目	内容	実習時期	実習場所
教 職 科 目	養護教諭実 習（4単位）	実習期間である9月は、集団活動におけるまとまりや高まり、個の成長の成果を求める取り組みが多くなる。同時に、1年の中でも児童生徒が、心の躓きを持ちやすい時でもある。また、疾病予防や健康の保持増進においても、個別及び集団への健康教育への活動が仕組まれるであろう。そのような時期、これまで学んだことを実践の場で確かめるとともに、実践の中において養護教諭としての課題を明らかにし今後の研究につなげる。	4年次 前期	・小学校

2. 実習施設の確保状況

1) 実習施設

臨地実習の実習施設として確保している病院等は「実習施設一覧表（確保状況）」（資料18）の通りであり、「実習施設承諾書」の通り、全施設から実習施設として使用する承諾を得ている（資料19）。基礎的な看護を学習する「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」や長期の実習期間のある「成人看護学実習」は、特に総合病院、大学病院を確保した。その他の領域における実習は、総合病院、大学病院、精神病院、特別養護老人施設、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、産婦人科クリニック、助産所、保育所、保健所・保健センター、学校、事業所などを確保した。

実習施設の選定は、各看護学実習の目的・目標が達成できる物理的環境と人的環境が整備されているかどうかを考慮して依頼した。また、実習施設までの交通手段と距離などが妥当で可能な範囲内であるかも考慮した。なお、学生の実習施設の配置については、学生の居住地と交通機関を個々に考慮して割り当てる予定である。

【資料18】実習施設一覧表（確保状況）

【資料19】実習施設承諾書

2) 実習施設との契約内容

大学と実習施設は、実習依頼時に必要に応じて、実習の受け入れ、実習内容、期間中の解約、個人情報保護の保護、実習の中止、実習中の疾病及び傷害、損害賠償、契約の遵守等に関する取り決めを規定した「実習生受け入れに関する契約書」（資料20）を取り交わす。その後、大学は実習施設に対して、学生が実習に臨む姿勢、患者の安全の最優先、情報の管理、事故防止に関する誓約を示した「臨地実習誓約書」（資料21）を提出する。学生は、大学が実習施設へ提出する誓約書と同じ内容の「臨地実習誓約書」を大学に提出する。また、学生は必要に応じて大学に提出したものと同様の内容の誓約書を、実習開始時に実習施設長に提出して実習に臨む。契約書及び誓約書は、実習施設側で作成したものを用いることもある。

【資料 20】 実習生受け入れに関する契約書

【資料 21】 臨地実習誓約書

3. 実習水準の確保の方策

1) 実習環境の整備

臨地実習の水準確保のためには、大学が描く看護専門職養成の目的・目標と卒業時の目指す看護職像、各看護学実習の実習達成目標等について実習施設の看護管理者はじめ、実習指導者、スタッフの一人一人まで理解が得られるように説明の機会を設け、協力体制の整備がされるよう支援を要請する。さらに実習を担当するそれぞれの専門領域の教員は、開設時は教授はじめ、全員が臨床研修を実施し、病院（実習施設）の体制を理解すると共に、勤務するスタッフとの信頼関係を構築し、看護学生が安心して実習ができる受け皿づくりをしておく。その後は必要に応じ臨床研修を実施する。当該実習担当教員は実習開始前の打ち合わせ、実習中の学生指導等に関する情報交換、実習後の評価を踏まえた情報交換等、報告・連絡・相談を臨床実習指導者等と密に行う。毎年1回は、実習施設の責任者及び臨床実習指導者等との合同会議を大学にて実施し、前年度の実習総括と課題の提示、当該年度の実習計画や検討事項等を提示し、検討することで実習の水準確保に努める。また、この会議においては、それぞれ実習施設からの提案等を積極的に受け入れ、実習施設間の情報交換の場とする。

2) 実習施設が複数であることによる実習水準の質の担保

本学は基幹病院を併設していないため、複数の施設での実習を余儀なくされている。そのため、学生の学習内容に大きな差が生じないような工夫が必要である。そこで、上述したように各施設で教員が事前に研修を通して得られた情報から、共通して確実に学習できる内容とそうでない内容を整理し、到達目標を適切な水準にすること、また、発展的に学習できる内容については、臨機応変に学習の機会を与えること、さらに学内で学習が可能な内容については積極的に教材等を活用し知識・技術の修練が行えるように計画する。

3) 実習担当者の役割と関係

実習指導は、当該科目の実習担当教員が実習施設の実習指導責任者、臨床実習指導者の協力を得て実施する。大学では、専門領域ごとに「実習要項」を作成し、実習指導責任者及び臨床実習指導者と共有化することにより、大学の教育理念、教育課程、教育目標、臨地実習の教育目標、実習方法、評価方法、実習指導上の役割分担等について共通理解する。その上で、実習施設の臨床実習指導者は、大学の実習担当教員と連携しながら実習指導案（計画）を作成し、それに基づいて具体的に直接指導する。

具体的な役割分担に関しては、「看護学実習の実習計画及び指導方針は、実習施設と大学が合意のもと決定する。学生の成績評価に関する責任は大学側が担い、患者に行われる看護援助に関する責任は実習施設が担う」を実習指導体制の基本的な考え方とする。以下のように大学側の役割として、学部長、実習委員長、領域代表者（科目責任者）と実習担当教員等の役割を規定した。一方、臨床（施設）側の役割として、実習施設責任者、実習指導責任者、臨床実習指導者、スタッフの役割を

規定した（資料 22）。大学側と実習施設との共通理解の下に、協力、連携して実習指導に臨む。

大学側の役割

- ① 学部長は全ての実習に関する事項について責任を負う。
- ② 実習委員長（教授）
 - ・臨床実習全体の実施についての責任を負う。
 - ・実習施設合同会議において、看護基礎教育、実習教育の考え方や教育方針等について説明し、理解と協力を得る。
- ③ 領域代表者、科目責任者（教授、准教授）
 - ・担当領域の実習についての責任を負う。
 - ・実習要項を作成し、実習を円滑に運営する。
 - ・実習施設と調整して、実習計画について説明し、実習協力を依頼する。
- ④ 実習担当教員（教授、准教授、専任講師、助教）
 - ・実習指導責任者と連携して、実習が円滑に行われるよう実習環境を整える。
 - ・実習要項に基づいて、学生の実習指導を行い、評価に責任をもつ。
- ⑤ 実習指導教員（助手）
 - ・実習要項に基づいて、学生の実習指導を行う。
 - ・教授・准教授（場合によっては、専任講師）の実習担当教員の指導・監督の下、実習指導を行う。

臨床側の役割

- ① 実習施設責任者（施設長、看護部長）
 - ・臨床実習全体の受け入れに対する責任を負う。
 - ・大学の実習計画を基に調整を行い、実習生受け入れ計画（スケジュール）を作成する。
- ② 実習指導責任者（看護師長）
 - ・担当部署の実習受け入れに対する責任を負う。
 - ・大学の実習指導方針・計画を理解し、臨床実習指導者やスタッフの指導・監督を行うと共に教育環境を整える。
- ③ 臨床実習指導者
 - ・実習担当教員と連携して、実習が円滑に行われるように実習環境を整える。
 - ・実習担当教員と連携して、学生の実習指導を行い、評価について意見を述べる。
- ④ スタッフ
 - ・臨床実習指導者の指示に従って、場面に応じて学生の実習指導を行う。

【資料 22】実習指導における役割

4) 実習委員会の設置

看護学実習の運営に関する事項を審議するために、看護学部内に「看護学部実習委員会」を設置する。構成員は、実習委員長及び副委員長（教授または准教授）を各 1 名、委員を各看護学領域（准教授、専任講師、助教）から 1 名ずつ選出する。実習委員会では、看護学実習の運営・実施、実習指導体制の整備、実習における医療情報管理、実習に関わる物品管理、看護技術教育についての検討、実習における感染予防対策・事故対策、その他看護学実習に関わることについて審議し、必要

に応じて教授会に諮る。

また、教員間の相互の連携が円滑に行えるように連絡調整を行い、各看護学実習における教育の質の維持向上を目指す。さらに、「看護実習支援室（仮称）」と連携しながら、実習施設との連絡・調整を行う。

5) 実習要項の作成

実習要項は、実習科目（基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学実習、老年看護学実習Ⅰ、老年看護学実習Ⅱ、小児看護学実習Ⅰ、小児看護学実習Ⅱ、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習、終末期看護実習、継続看護実習、統合看護実習、公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学実習Ⅲ）ごとに作成した。実習要項の内容として、実習概要、実習目的、実習目標、実習施設、担当教員、実習方法、評価方法等を具体的に示した。なお、「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」及び「老年看護学実習Ⅰ」の実習は、基礎看護学領域以外の教員も担当するよう計画している。従って、「基礎看護学実習Ⅰ」は平成 27 年度と平成 28 年度以降、「基礎看護学実習Ⅱ」と「老年看護学実習Ⅰ」は平成 28 年度と平成 29 年度以降とで実習担当教員の配置が異なるため、それぞれ年度ごとの「実習施設と教員担当表」を実習要項に添付した。

6) 実習指導方法

(1) グループ編成

看護学実習の目的・目標を達成するために、学生の配置人数は少人数制とし、基本的なグループ編成は 1 グループ 5 人で、16 グループの編成とする。特に「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」については 1 つの実習フロアにつき 1 グループ 5 人で実施する。また、実習科目によっては施設の受け入れ人数に差があり、2 人～6 人グループとなる場合もあり、臨機応変なグループ編成とした。

(2) 具体的方法

1～2 名の患者を受け持ち、看護過程の展開をする実習の場合、担当教員は患者選定について臨床実習指導者と協議し、候補者の提示を受けた後、学生の意思を尊重し、決定する。受け持ち患者の病態と治療・看護方針等に関する情報収集、アセスメント、看護計画の立案の過程では、個別指導を丁寧に行い、実習目標の達成に努力する。毎日のカンファレンスでは、学生一人一人の思考過程や疑問点を尊重し、学生自身の気づきを促し、解決に導けるように学生にフィードバックする。実習終了時は、学生が受け持ち患者と関係構築し、看護の達成感が得られるように指導・支援する。学生の学習状況は実習記録や自己評価表、最終カンファレンス及び個人面接等で確認する。実習が円滑に進まない場合、個別にその原因を探り、臨床指導者やグループメンバー等の協力を得ながら指導する。

7) 実習指導者研修会の開催

看護基礎教育における臨地実習に対する理解を深め、学生の学びの充実に向けて、実習委員会を中心に、大学教員及び各実習施設の実習指導者や臨床看護師を対象とした研修会を 1 年に 1～2 回

計画・実施する。実施時期や研修内容については、双方で話し合い実施する。実習指導上の工夫、課題の検討など、臨床看護師と実習を担当する教員が協働して学び合い、実習指導に携わる者として、実習指導能力向上を目指す。

4. 実習先との連携体制

開設年度は、看護学部の実習委員会が主導して、看護実習支援室（仮称）と連携しながら実習施設と連携のための会議を企画・運営する。大学と開設年度に関係のある全ての実習施設との全体会議を1年に1回看護学部にて「実習施設合同会議」として開催する。本学の教育理念・教育目的・目標、卒業時の到達目標、カリキュラム、臨地実習計画、安全管理の説明等を行い、学生指導に関して大学側と教育側が共通理解のもとに、一貫した教育が行えるよう協力を求める。また、専門領域別の「実習指導者会議」は、看護学部及び実習施設において随時おこない、年間実習計画の決定、実習実施報告、実習評価等について検討を行うと共に、学生の実習に関わる課題の検討を行う。さらに各実習において教育目標として掲げている習得すべき知識・技術・態度の学習成果が確実に達成できるよう、実習内容や実習方法の見直し、方向性の確認を行う。

なお、「実習指導者会議」では、必要に応じて担当教員と各実習場所の実習指導責任者は具体的な実習方法について詳細な検討をおこなう。

1) 大学と実習施設との全体会議

平成 27 年度

実習施設と大学の連携体制をとるために「実習施設合同会議」を6月に開催する。大学側はすべての教員と助手、看護実習支援室(仮称) 室長が出席し、実習施設側は、「基礎看護学実習Ⅰ」の関連病院の実習施設責任者及び実習指導責任者等の出席とする。ここでは本学の教育理念・教育目的・目標、卒業時の到達目標、カリキュラム、臨地実習計画、安全管理の説明等を行い、学生指導に関して大学側と実習施設側が共通理解のもとに、一貫した教育が行えるよう協力を求める。大学側、臨床側の役割について確認し、大学と臨床が連携して指導が行えるようにする。複数ある実習施設間の連絡・調整、学習目的・目標・内容、方法の確認や意見交換を行う。

平成 28 年度

実習施設合同会議を6月に開催する。出席者は、大学側は前年度同様にすべての教員と助手、看護実習支援室(仮称) の室長が出席し、臨床側は「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」、「老年看護学実習Ⅰ」、「小児看護学実習Ⅰ」の実習病院（施設）の施設責任者及び実習指導責任者等とする。平成 27 年度に実習した以外の新規の実習施設が多数あるため、再度本学の教育理念・教育目的・目標、卒業時の到達目標、カリキュラム、臨地実習計画、安全管理の説明等、また、大学側、臨床側の役割について確認し、大学と臨床が連携して指導が行えるように協力を求める。平成 27 年度「基礎看護学実習Ⅰ」は大学側から実習の成果と課題について報告し、意見交換を行う。次に、平成 28 年 9 月に実施する「老年看護学実習Ⅰ」と「小児看護学実習Ⅰ」、平成 29 年 3 月に実施する「基礎看護学実習Ⅱ」について、それぞれ領域代表者から実習の概要、目的・目標・実習の方法について説明し、協力の依頼をする。

平成 29 年度以降

毎年 6 月に開催する。出席者は、大学側はすべての教員と助手、看護実習支援室(仮称) 室長が出席し、臨床側からは、それぞれの実習施設の責任者及び実習指導責任者である。ここでも前年度同様に本学の教育理念・教育目的・目標、卒業時の到達目標、カリキュラム、臨地実習計画、安全管理の説明、また、大学側、臨床側の役割について確認し、大学と臨床が連携して指導が行えるように協力を求める。次に前年度実施した実習科目の実施状況を報告し、課題について意見交換を行う。

2) 専門領域別の実習施設との会議

基本的には、実習施設合同会議の後に引き続き開催するが、各看護学領域実習が始まる前と終了後で計画し、それ以外にも適宜うち合わせ会議を実施する。大学と実習施設の担当者が領域ごとに連絡調整と具体的な実習指導について検討する。科目責任者または領域代表者が主体となって運営する。実習前は、実習要項に基づいて、実習の目的・目標、実習方法、評価、安全管理体制等について説明し、教員と臨床側の役割と責務を確認する。実習終了後は、学生の学習の成果について教員が報告し、課題について意見交換をする。複数ある実習施設間の情報交換の場として、学生の実習状況や学習到達度等について意見交換を行う。

平成 27 年度

「基礎看護学実習Ⅰ」に関しては、実習施設合同会議が終了した後、引き続き実習指導者会議を実施する。出席者は、「基礎看護学実習Ⅰ」の科目責任者と実習担当教員、「基礎看護学実習Ⅰ」の実習施設責任者及び実習指導責任者等とする。実習要項に基づいて、実習の目的・目標、実習方法、評価、安全管理体制等について科目責任者が説明し、教員と臨床側の役割と責務を確認する。複数ある実習施設間の情報交換の場として、実際の実習指導に関する課題や問題について意見交換を行う。会議に出席できない場合は、必要に応じて個別に大学側が施設を訪問し、説明して協力を求める。

平成 28 年度

実習施設合同会議の後、引き続き「基礎看護学実習Ⅰ」、「老年看護学実習Ⅰ」、「小児看護学実習Ⅰ」に関する実習指導者会議を実施する。出席者は、それぞれの実習科目の担当教員と実習施設責任者及び実習指導責任者とする。実習科目ごとに分かれて、実習要項に基づいて、実習の目的・目標、実習方法、評価、安全管理体制等について科目責任者が説明し、教員と臨床側の役割と責務を確認する。複数ある実習施設間の情報交換の場として、実際の実習指導に関する課題や問題について意見交換を行う。

「基礎看護学実習Ⅱ」に関する実習指導者会議は 1 月に開催する。出席者は、「基礎看護学実習Ⅱ」の科目責任者と実習担当教員、「基礎看護学実習Ⅱ」の実習施設責任者及び実習指導責任者とする。実習要項に基づいて、実習の目的・目標、実習方法、評価、安全管理体制等について科目責任者が説明し、教員と臨床側の役割と責務を確認する。複数ある実習施設間の情報交換の場として、実際の実習指導に関する課題や問題について意見交換を行う。

平成 29 年度以降

領域別実習開始の年度であり、それぞれの領域別実習開始前の時期に適宜実習指導者会議を開催する。実習終了後は、実習のまとめと次年度の計画について打ち合わせのための会議を計画する。

大学と実習施設との連携のための会議開催計画（案）

平成27年度			開催時期												
会議名	担当専門領域	実習科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実習施設合同会議	基礎看護学				●										
実習指導者会議	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ			●										
平成28年度			開催時期												
会議名	担当専門領域	実習科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実習施設合同会議	基礎・老年・小児				●										
実習指導者会議	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ			●										
	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ			●										
	小児看護学	小児看護学実習Ⅰ			●										
	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅱ										●			
平成29年度以降			開催時期												
会議名	担当専門領域	実習科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実習施設合同会議	全領域				●										
実習指導者会議	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ			●										
		基礎看護学実習Ⅱ											●		
	成人看護学	成人看護学実習			●										
		老年看護学	老年看護学実習Ⅰ			●									
	老年看護学	老年看護学実習Ⅱ			●										
		小児看護学	小児看護学実習Ⅰ			●									
	小児看護学	小児看護学実習Ⅱ			●										
		母性看護学	母性看護学実習			●									
	精神看護学	精神看護学実習			●										
	在宅看護論	在宅看護論実習			●										
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学実習Ⅰ※												
			公衆衛生看護学実習Ⅱ※												
			公衆衛生看護学実習Ⅲ※												
看護の統合	看護の統合	継続看護実習												●	
		終末期看護実習 ※													
		統合看護実習													●

※必要に応じて、個別に行う

3) 大学における実習施設との調整部署

この部署を「看護実習支援室（仮称）」とし、大学における実習に関する調整窓口とする。これを設置した目的、人員体制、業務内容については以下のとおりである。

- (1) 目的：看護学生の実習受け入れ施設の確保と学生が円滑に実習できる環境整備を行う。
- (2) 部署の人員体制：室長（看護師で看護管理経験者）及び事務職員を配置する。
- (3) 業務内容：各実習施設との連携を始めとする外部施設との連携、実習担当教員や実習委員会及び教育実習課等との学内連携をはかる。
 - ① 実習施設との調整（連絡事項、問題等に関する対応、全領域共通の事項及び実習施設全般についての窓口・情報提供）
 - ② 実習施設合同会議の調整及び実習指導者会議の調整
 - ③ 講演・研修会の企画・調整
 - ④ 広報活動（入試課との連携）
 - ⑤ 就職支援（施設からの看護師募集への対応、学生への情報提供、就職をサポートする部署との協力）

5. 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

1) 感染予防対策・予防接種

学校保健安全法施行規則に規定する学校伝染病の予防対策のほか、血液を介する感染症（B型肝炎）の予防対策を併せて実施する。「定期健康診断」においては、胸部エックス線撮影、内科健診、身体測定、視力検査、尿検査を行う。検便においては、サルモネラ、O-157、赤痢菌、腸チフス、パラチフス等の検査を行う。

「小児看護学実習Ⅰ」、「小児看護学実習Ⅱ」、「母性看護学実習」、「精神看護学実習」、「在宅看護論実習」で必要とされる麻疹、風疹、水痘及び耳下腺炎の予防接種については、学生個々の接種履歴が異なるため、入学時に保護者及び学生に説明し、必要に応じて予防接種を促し、「感染抗体証明書」の提出を求める。入学後 HBs 抗体価検査を行い、抗体価がマイナスの学生には HBs ワクチンの接種を勧奨する。

2) 学生の健康管理

日常の健康管理については、学生に看護専門職者として人々の健康について学習をしていることの自覚を促し、適切な食事、活動、休息に努め、手洗いとうがいの励行、禁煙の指導をする。感染症に罹患した恐れがあるときは、直ちに医師の診断を受けるように指導する。これらは大学の保健室、学生相談室において、対応できるような体制をとる。

臨地実習に向けては、実習前（実習開始1週間前）及び実習中は、毎日健康チェックを行い、健康管理シートに記載して自分の健康管理を行うことを指導する。この「健康管理シート」は実習要項に記載し、実習中の健康に関する自己管理を徹底させる。実習前指導として、(1) 実習前の感染防止のための対策、(2) 実習中の感染症予防対策、(3) 小児感染症の罹患が疑われる場合の対応について具体的に示した「実習における感染予防と感染事故発生時の対応」(資料 23)を用いてオリエンテーションする。なお、この「実習における感染予防と感染事故発生時の対応」は実習要項に記載する。

【資料 23】 実習における感染予防と感染事故発生時の対応

3) 保険等の加入について

看護学部の学生は、臨地実習中の学生自身の傷害事故、第三者に対する賠償事故、感染事故予防に対する補償等対応が可能な日本看護学校協議会共済会による傷害保険「Will」に加入する。

6. 事前・事後における指導計画

1) 実習前の指導計画

- (1) 学生は、臨地実習における事故の予防策及び事故後の報告義務の徹底、問題解決の方法について理解したうえで実習に臨むことができるように医療安全（リスク管理）について教育指導する。また、事前に大学での教育内容を実習指導者と共有し、リスク・マネジメントに関する指導を徹底する。
- (2) 臨地実習における学習効果を高めるために、実習科目ごとに事前学習課題を設定し、必要な知識・技術を備えた上で実習に臨めるようにする。そのために、図書の実習を回り、基礎看護学実習室をはじめとするそれぞれの領域別看護学実習室では学生が自己学習できるよう学習

環境を整えておく。

(3) 実習オリエンテーションの実施

実習前オリエンテーションは、「臨地実習全体オリエンテーション」、「領域別オリエンテーション」を実施する。実習要項を用いて、臨地実習の目的、具体的な到達目標、臨地実習にあたっての基本的なルール・態度、個人情報取り扱い、事故防止、健康管理等について指導する。さらに、学外におけるオリエンテーションとして、各実習施設等のオリエンテーションを実施し、実習施設における実習指導方針等基本的な事項について指導する。

2) 実習後の指導計画

実習終了後グループで「学生カンファレンス」や「実習成果報告会」を行い、学習内容の共有化をはかると共に、学生が協働して実習での学びを深化、拡大できるようにする。特に複数の実習施設、実習場所を使って一斉に実習を行う「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」、「小児看護学実習Ⅰ」、「老年看護学実習Ⅰ」、「継続看護実習」、「終末期看護実習」に関しては、学習内容の共有化を目的に、グループ毎のカンファレンスを実施した後、複数グループ合同の成果報告会やクラス全体の実習成果報告会を行う。臨床指導者に可能な限り参加を要請し、指導、助言を受けて学生の学びが深まるようにする。

実習終了後、学生は課題レポート、自己評価表、実習記録を実習担当教員に提出する。実習担当教員は、提出された記録物の内容を参考に学生の学習到達状況を把握し、さらに深めるべき知識・技術、不足内容の補足、誤った認識についての改善等個別に課題を提示し、事後学習を指導する。

7. 教員の配置及び指導計画

1) 教員配置の基本的考え方

基本的には 1 グループに一人の教員を配置し、原則として実習期間中は毎日実習指導をする。各担当教員の授業時間割との調整を行い、担当教員の指導が円滑に進むように配慮する。特に3年次後期の領域別実習期間中の授業科目は、なるべく複数の科目が重複しないように配置した。

実習指導は①担当教員のみの場合、②担当教員（教授、准教授、専任講師、助教）と助手（非常勤助手含む）の場合のパターンが考えられる。後者②の場合は、担当教員が授業や会議等で実習に出られない場合、事前に助手と打ち合わせを行い、巡回指導の日程等を効果的に計画し、随時連絡を取り合いながら、指導をする。また、担当教員が複数のグループを担当することもありうるが、その場合でも、1 グループに一人の助手（非常勤助手含む）を配置する。学生の欠席による実習内容の不足や評価が一定の基準に満たないことが予想される場合、担当教員は科目責任者及び臨床側と相談の上、担当教員と助手は実習日程を調整し、指導方法や指導内容を工夫しながら、学生の動機づけを行い、効果的な実習となるように指導する。毎日の学生のカンファレンスに参加し学びの共有化の促進、学びの深化を図る。

実習指導体制については、当該実習グループを担当する教員（助教以上）が、臨床指導者との連携のもと、学生の実習指導、記録点検、成績評価について責任を持つ。

助手は教員の助言・指導を受けながら実習指導する。教員と助手は、実習前に当該実習施設の研修や打ち合わせを実施し、学生の実習環境の整備にあたる。助手はなるべく本人の臨床経験分野や

専門性の志向を尊重しつつも専門性に関わらず配置することもあるため、事前に実習施設での研修を充実させる。

また、非常勤助手の場合は、看護学部全体の人材養成像や到達目標、実習目標等を記載した資料や当該実習科目で使用された教科書や参考書、授業等で用いた資料等を配布・説明し、一貫した指導ができるようにする。最終的には、その実習の科目責任者（主には教授・准教授・専任講師）が実習全般について責任をもつ。助手は採用された時点で、原則として科目責任者（主には教授・准教授・専任講師）が、実習指導に関する詳細を説明し、助手が実習指導に不安や疑問がない状態で、落ち着いて指導できるように配慮する。助手が実習の担当を開始する初めての実習グループについては、前述の科目責任者が助手と共に臨床の現場で学生指導し、学生への基本的対応について助手のロールモデルとなるように努力する。

実習施設との連携、緊急時の対応、事故防止とその対応、個人情報保護等については、担当教員と助手は常時情報交換する。実習の巡回は実習科目や施設の状況によって異なるので、実習施設側と相談の上、さらに学生の実習状況に応じて臨機応変に巡回計画を立てる。

なお、助手の採用基準として、①4年制大学で看護学士の学位と看護師資格を取得している（あるいは短期大学、看護専門学校等で看護師資格を取得している）、②臨床の実務経験が5年以上ある、③臨床で看護学生の実習指導を担当した経験のある人が望ましい、④教育に関心があり、将来教員として従事したい希望のある人などを条件として採用している。

2) 各専門領域の配置

基礎看護学実習

「基礎看護学実習Ⅰ」は、3病院で1病棟5名の学生を配置し、2クールで行う。指導体制は、領域実習開始前は他領域の教員も担当するため、平成27年度は、教授1名、准教授1名、専任講師3名、助教5名、助手4名が指導に当たる。各領域の実習が実施される平成28年度以降は、基礎看護学領域の教員が主となり、他領域の教員の協力も得て、准教授1名、専任講師3名、助教3名、助手1名で指導に当たる。助手は准教授、専任講師、助教の指導のもとに学生の指導を行う。

「基礎看護学実習Ⅱ」は80名が6病院で1病棟5名の学生が実習する。指導体制は基礎看護学実習と同様の考え方で、平成28年度は、准教授2名、専任講師7名、助教5名、助手4名が担当する。29年度以降は、准教授1名、専任講師4名、助教4名、助手7名が担当する。

成人看護学実習

「成人看護学実習」は、1病院3病棟（時期によっては2病院3病棟）で、各病棟に学生5名が実習し、教授1名、専任講師2名、助教1名、助手1名が担当する。助手は教授・専任講師とペアを組み、指導監督のもとに学生の指導を行う。

老年看護学実習

「老年看護学実習Ⅰ」は特別養護老人ホーム8施設で各施設1グループ5名の学生を配置し、2クールで行う。平成28年度は、他領域の教員も担当し、教授1名、准教授1名、専任講師1名、助教1名、助手3名で指導を行う。助手は、教授、専任講師の指導・監督のもとに学生の指導を行う。平成29年度以降は、領域別実習が開始されるため、老年看護学の教員が中心になって担当し、

教授 1 名、准教授 1 名、専任講師 1 名、助教 1 名、助手 4 名で指導を行う。

「老年看護学実習Ⅱ」は、介護老人保健施設と居宅介護支援事業所で実習する。1 施設に 1 グループ 5 名の学生を配置し、教授 1 名、専任講師 1 名、助手 2 名が担当する。助手は教授または専任講師とペアを組み、指導・監督のもとに学生の指導を行う。

小児看護学実習

「小児看護実習Ⅰ」の保育所実習は、岐阜市内 8 か所の保育所で各施設 5 名ずつの学生を配置し、2 クールで行う。施設間移動が合理的に行えるように配慮して、教授 1 名と助手 1 名で 2 か所、准教授 1 名が 3 か所、専任講師 1 名が 3 か所の巡回指導を担当する。「小児看護学実習Ⅱ」は 1 グループ 5 名として、1 週間ずつ 4 つの病院の小児病棟で実施する。教授 1 名、准教授 1 名、専任講師 1 名が交代で各グループを担当し、小児看護の臨床経験が豊富にある助手 1 名が教授または専任講師の指導・監督のもとに学生の指導を行う。

母性看護学実習

「母性看護学実習」は、1 グループ学生 5 名として、大学付属病院 2 施設または産婦人科クリニック 2 施設で 1 週間、7 つの助産所で 1 週間と時期と施設が重ならないように 2 週間の実習を行う。指導は、原則として教授 1 名、専任講師 1 名、助教 1 名の 3 名で担当するが、実習グループの重複が多い場合、助手 1 名を配置するが、助手は教授または専任講師の指導・監督のもとに学生の指導を行う。

精神看護学実習

「精神看護学実習」は、3 つの精神科専門病院と大学付属病院の精神科病棟の 1 病棟で、1 グループ 5 名の学生を教授 1 名、専任講師 1 名、助手 1 名（精神看護認定看護師の資格有）が担当する。助手は教授の指導・監督のもとに学生の指導を行う。

在宅看護論実習

「在宅看護論実習」は、学生は 1 グループ 5 名で、グループごとに地域包括支援センターで 1 週間、訪問看護ステーションで 1 週間の実習を行う。地域包括支援センターは 7 施設、訪問看護ステーションは 12 施設で実習する。指導は、准教授 1 名、助教 1 名、助手 1 名で担当し、巡回指導に当たる。助手は准教授の指導・監督のもとに学生の指導を行う。

継続看護実習

「継続看護実習」は 3 つの病院の外来部門及び地域連携室で実習する。成人看護学領域の教員を中心に、教授 1 名、専任講師 5 名、助教 6 名、助手 4 名で担当する。基本的に外来の一つの診療科（及び地域連携室）に学生 2 名を配置し、教員 1 名が担当することとし、どの診療科も同様とする。助手は、教授、専任講師の監督・指導の下に学生の指導を行う。

終末期看護実習

「終末期看護実習」は、終末期看護を実施している「あそかビハーラ病院」において見学実習を

中心に実施する。成人看護学の教員を中心に、教授 3 名、准教授 1 名、専任講師 4 名、助教 1 名、助手 1 名で担当し、助手は教授・専任講師の指導監督のもとに学生の指導を行う。

統合看護実習

「統合看護実習」は、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論の各領域の教員が担当する。教授 3 名、准教授 4 名、専任講師 8 名がそれぞれ学生 5 人～6 人を担当し、助教、助手がサポートする体制とする。統合看護実習の実習施設は、病院 15 か所、介護老人保健施設 2 か所、保育所 1 か所、訪問看護ステーション 2 か所の合計 20 か所を確保しており、それぞれの担当教員の専門領域に該当する施設で実習する。

公衆衛生看護学実習

公衆衛生看護学実習は、学生数 20 名が 1 グループ 5 名でグループごとに実習する。「公衆衛生看護学実習Ⅰ」を 1 週間、岐阜聖徳学園大学附属小学校・中学校、岐阜聖徳学園高校で行う。「公衆衛生看護学実習Ⅱ」は 3 週間、岐阜市保健所と岐阜市健康センター3 か所で実施する。「公衆衛生看護学実習Ⅲ」は 1 週間、ブリヂストン関工場で行う。原則として実習は巡回指導で、3 名の教員が担当するが、岐阜市健康センターの実習に関しては助手 1 名（保健師経験有）を追加配置する。助手は准教授の指導監督のもとに学生の指導を行う。

養護教諭実習

「養護教諭実習」は、学生 10 名が原則としてそれぞれ一名ずつ各小学校で実習する。教職科目の担当教員が担当する。

3) 担当実習場所の臨床研修の実施

学生の臨床実習における学習環境の整備と施設との連携を図ることを目的に、原則として担当する予定の全ての実習施設において、教員は実習前の臨床研修を実施する。教員の研修は、大学側から実習施設に対して、研修目的、研修期間、研修方法等を記載した「教員の臨床研修依頼様式」（資料 24）の文書を提出し、施設側より承認を受けた後、実施する。具体的な研修方法や内容等については実習施設の実習指導責任者等と相談して実施する。

【資料 24】教員の臨床研修依頼様式

8. 実習施設における指導者の配置計画

各臨地実習施設には、看護学生の教育に関心がある指導力のある臨地実習指導者を配置する。依頼した実習施設には、臨床経験豊富で指導的役割を経験した人が担当者となっている。看護協会や施設内で開催している臨床指導者研修会の受講経験者を配置する。原則として 1 病棟に臨床指導者一人の配置とする。

9. 成績評価体制及び単位認定方法

実習の評価は、各専門領域別に実習中及び実習終了後に行う。評価は、各実習の実習評価基準に基づいて単位認定者である担当教員が行う。教員は、臨床実習指導者から適宜得られた学生の実習状況の情報の他、学生の実習への参加度、実習記録、レポート、自己評価表及び個人面接により総合的に判断し、実習目標の到達状況を判断する。なお、学生の実習状況については、実習担当教員が臨床実習指導者と実習期間中や実習終了後適宜打ち合わせを行い把握する。

実習の評価は、学年度末に成績として教授会に提出され、単位認定される。成績不振の学生については、適宜実習委員会で情報交換や対応を検討し、科目責任者は学生の成長につながる教育方法を工夫する。その上で、科目責任者が不合格と判定した場合、教務委員会等で審議し、単位認定については最終的に教授会で審議決定する。

10. 実習先が遠隔地などの場合は、その意義や巡回指導計画上などの配慮

遠隔地である実習施設は、大学から最も遠方にある高山訪問看護ステーションである。高山訪問看護ステーションでは、訪問看護の認定資格を持っているエキスパートが勤務しており、訪問看護への熱い思いと看護学生への指導に熱心な指導者がいるため、遠方でもその意義は高く、特に「統合看護実習」で選択される場所と考え確保した。

愛知医科大学病院、名古屋市立大学病院等の大学病院関係は、医学部に附属した最先端医療・看護を学習することができる総合病院として、学生の学習の幅を拡大するために、実習施設として選択した。岐阜県内の大学病院は大学の看護学科以外の実習をほとんど受け入れていないため、本学科では比較的通学範囲内で、多くの受験生が予想される愛知県の大学病院とした。公共交通機関で通学可能であり、極力、愛知県内居住の学生を配置する。

「母性看護学実習」の2週間のうち1週間を助産所の実習に充当している。岐阜県は出生数が少なく、助産所も少ないため、比較的人口が多く、出生数・助産所数が多い愛知県の助産所を選択した。実習受け入れの助産所は、大学・看護専門学校の母性看護、助産師課程の学生の実習等を受け入れており、多くは名古屋近辺であり、通学しやすい距離である。助産所は学生1名につき2日間の実習であるが、特に遠方となる碧助産院は、看護大学の助産師課程の実習や母性看護学実習で多くの学生を受け入れ、様々な体験ができるように配慮しており、実習施設として妥当と判断し、確保している。学生については、可能な限り学生の居住地を考慮して決定する。

教員の巡回指導については、実習施設が近い場所をなるべく同じ教員が担当し、各実習施設間の移動に時間を要しないような配慮をする。

11. 事故防止・個人情報保護への対応

1) 実習中の事故防止対策・事故発生時における対応

事故防止対策としては、「実習全体オリエンテーション」及び「領域別オリエンテーション」において、看護の対象となる患者の状態や健康、自分自身の行動に細心の注意を払い実習に臨むよう「実習における事故防止・事故発生時の対応」（資料25）を用いて、事前の指導を行う。実習中に事故が生じた場合は、実習施設の「事故対応マニュアル」に沿った指示に従うほか、「実習における事故

防止・事故発生時の対応」の『5. 事故発生時の対応』のように対応する。なお、これらの対応については、学生に配布する「実習要項」に記載し、学生に周知徹底することはもとより、実習担当教員、実習施設の指導者の周知徹底を図る。

事故発生時の対応体制は、「実習における事故防止・事故発生時の対応」内に掲載した「事故発生時の対応フローチャート」の通りである。教員は、学生から報告を受けて、直ちに「事故発生時の対応フローチャート」に基づいて対応する。事後処理として、学生は事故内容を「様式1 事故報告書<学生用>」に記載し、速やかに実習担当教員に提出する。実習担当教員は、学生の事故報告書を基に「様式2 事故報告書<教員用>」（資料26）に記載し、科目責任者に提出する。特に、学生が被る可能性がある「ハラスメント」に関しては、大学の学生要覧「ハラスメント等に関する相談」に基づいて、事前指導を行うと共に、事故発生時は速やかに相談するよう学生に説明する。相談を受けた場合（者）は実習施設または大学のハラスメント防止対策委員会によって対応する。事故内容については、報告後速やかに実習委員会において検討を行い、実習施設との協議の上対応にあたり、学内においても共有し、事故再発防止に努める。

【資料25】 実習における事故防止・事故発生時の対応

【資料26】 事故報告書様式

2) 実習施設への交通手段及び自然災害時の対応

学生の実習施設への交通手段については、原則として、公共交通機関を利用することを事前指導する。実習施設への公共交通機関の利用が困難で、実習施設の許可がある場合は自家用自動車、オートバイの通学を許可することもあるが、その場合は大学の「学生要覧」に基づき所定の手続きをとる。また、その結果を実習担当教員に報告するように指導する。

交通機関の運休、自然災害時の対応は、資料27の表のように規定し学生には事前指導を行う。また実習要項に、「実習施設への交通手段及び自然災害時の対応」（資料27）を記載し、学生に周知徹底する。

【資料27】 実習施設への交通手段及び自然災害時の対応

3) 個人情報保護への対応

(1) 個人情報保護に関する申し合わせ

実習中は学生が患者の診療情報を容易に入手できる環境にあり、看護師が行うケアの一部を実施しているため、学生にも守秘義務が生ずる。特に個人情報の保護の観点から、各授業科目並びに臨地実習の事前指導において、個人情報の考え方や実習記録の取り扱いについて「個人情報保護に関する申し合わせ」（資料28）に基づいて具体的に指導する。さらに、学生には学長あてに、「臨地実習誓約書」の提出を求め、情報の取り扱いについて遵守すべき事項を徹底させる。なお、「個人情報保護に関する申し合わせ」は学生に配布する「実習要項」に記載し、実習中必要に応じていつでも確認できるようにする。

【資料28】 個人情報保護に関する申し合わせ

(2) 対象者への説明と同意

学生の実習に際しては、患者・家族に対して事前に十分にわかりやすい説明を行い、患者が納得した上で協力に対する同意を求める必要があることから、各授業科目並びに臨地実習の事前指導において、これらに関する基本的な考え方について指導する。臨地実習にあたっては、実習期間、実習の方法、個人情報の守秘義務の遵守、事故防止に関する事項を記載した、「看護学生の実習協力依頼様式」(資料 29) の文書により、患者及び家族に対して、実習生として日常生活の援助及び診療の補助等の看護援助を行うことや臨地実習に臨むにあたって基本的な考え方について説明し、同意を得る。

【資料 29】看護学生の実習協力依頼様式

サ. 企業実習や海外語学研修などの学外実習を実施する場合は、その具体的計画

「海外研修」は選択科目として 3 年次前期の夏季休暇中に設定している。渡航先は、本学の外国語学部が平成 14 年度から提携しているオーストラリアの Griffith 大学とする(資料 30)。Griffith 大学には看護学部があるため、看護学部との提携を前提に現在話し合いを進めている段階である。合意書は海外研修を実施する前年度に取り交わす予定であるため、手元には仮の合意書がある。具体的な看護学生の研修については、2 週間の予定で研修プログラムが計画されており、これらの内容で今後提携する予定である。研修内容としては語学研修や Grifiss 大学看護学部の看護学生との交流や老人福祉施設の見学等を予定している。海外渡航経験の豊富な専任教員が担当する。

海外研修は事前学習、渡航先での学習状況、事後の学習発表の状況、最終レポートにて評価する。費用は原則として自費負担を予定している。

【資料 30】海外研修関係資料

シ. 管理運営

1. 評議会

本学には全学的重要事項を審議するために、学則第 53 条から第 56 条に基づき評議会を置いている。構成員は、学長、学部長、短期大学部長、事務局長、宗教部長、図書館長、教務部長、学生部長、入試部長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長、各学部並びに短期大学部から選出された教授各 3 名をもって構成され、月 1 回の開催で、学長が評議会を招集し、その議長となる。審議事項について次のとおりである。

- 1) 学長候補者の選考に関する事
- 2) 学部・学科等の設置及び改廃に関する事
- 3) 教育職員人事の基準に関する事
- 4) 本学の予算の方針に関する事
- 5) 本学の組織及び運営に関する事
- 6) 学則その他重要規程の制定・改廃に関する事
- 7) 学部その他の機関の連絡調整に関する事
- 8) その他学長が諮問する全学的に重要な事

下部組織の小委員会には、全学の（教務、実習、学生、国際交流、入試、就職、図書）委員会のほかに宗教委員会、広報委員会、研究倫理審査委員会等が設置されている。そのほかの委員会としては、学長の下に自己点検・評価委員会、FD 委員会、ハラスメント防止対策委員会が設置されている。

2. 看護学部の教授会

本学には、学部ごとに学部教授会があり、看護学部においても同様とし、それぞれの学部の教学運営の審議決定機関とする。教授会の構成メンバーは、学則第 49 条第 2 項にある学部長、当該学部所属の教授・准教授・専任講師をもって構成されている。教授会は月に 1 回開催され、学部長が教授会を招集し次の審議事項を審議決定する。

- 1) 学部長候補者の選考に関する事
- 2) 教育職員の人選の選考に関する事
- 3) 研究及び教授に関する事
- 4) 学籍に関する事
- 5) 教育課程の編成、履修の方法及び試験に関する事
- 6) 学業評価及び卒業に関する事
- 7) 入学試験に関する事
- 8) 学生の入学・退学・休学・復学・転学部・再入学・編入学・科目等履修・留学及び除籍に関する事
- 9) 学生の厚生補導・就職指導及び賞罰に関する事
- 10) 国際交流に関する事
- 11) 学部内の諸規程の制定・改廃に関する事
- 12) その他必要な事

第 2 条第 2 項では教育職員の人選の選考に関する事項のうち教育職員採用・昇格に関する事項は、看護学部審査教授会で審議することとなっている。

また教授会規程第 4 条に、委員会、特別委員会は、教授会の委任した事項について審議することとなっており、下部組織の委員会の常任委員会として、教務、実習、学生、入試、就職、図書委員

会等が設置されている（資料 31）。

【資料 31】全学及び看護学部委員会組織図

3. 看護学部内会議

看護学部では、全学委員会の他、看護学部独自の委員会（例：国家試験対策委員会）等を設定する。また、看護学部全体会議を毎月 1 回開催し、諸事項の周知徹底を図るだけでなく、意見交換の場として、助教以上の教員の他、助手も参加する。さらに領域代表者会議（健康科学・社会学、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論、公衆衛生看護学の 9 つの領域）等を設定し、必要な検討事項については、学部長の招集をもって適宜開催し、看護学部教授会に諮問し、決定する。なお、看護学部開設後は、カリキュラムの妥当性を検討し、より充実した内容とするために教務委員会の下部組織として「カリキュラム検討部会」を発足させる。

ス. 自己点検・評価

本学は、平成 12 年 5 月から教育水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行っている。平成 24 年度からは教育研究活動等に対する大学の各学部・研究科の PDCA サイクルを構築させるべく大学基準協会の定める大学基準に係る方針、目標を各学部（研究科含む）及び自己点検・評価委員会において策定し、これを全教職員に周知すると共に明確化と共通認識を図ったところである。平成 25 年度は策定した方針、目標に基づき点検及び評価を行い、効果が上がっている事項と改善すべき事項を挙げ、それぞれの事項について発展方策を計画し、自己点検・評価報告書として取りまとめた。看護学部に関してもこれまでの全学の自己点検・評価の実施体制に組み込み、既設学部と同様の実施方法によって自己点検・評価を行う。

点検・評価を行う実施体制として自己点検・評価委員会を設置し、学長が委員長となり各学部長や各研究科長などから構成している（資料 32）。

また、自己点検・評価委員会のもとには専門委員会と部門委員会を設けている。専門委員会は、各学部長・研究科長や学部・大学院から選出された自己点検・評価委員で構成している。部門委員会は、学長が各学部・大学院に対して部門委員会の設置を要請し、各学部長や各研究科長が中心となって各大学・大学院の部門委員が点検・評価を行う。さらに各部・研究所・センターの長は、それぞれ所掌部署の点検・評価を行う。

結果の活用・公表については、自己点検・評価において明らかとなった改革・改善すべき事項について各学部（研究科含む）に対して報告し、次年度の各学部での自己点検・評価に活かしている。また、自己点検・評価報告書は、本学ホームページにおいて公開している。

<http://www.shotoku.ac.jp/outline/self-inspect.php>

点検・評価項目については、学校教育法第109条、大学設置基準第2条に基づいて大学基準協会の定める以下の大学基準10項目において行う。なお、本学は平成28年度に第2回目の大学基準協会の認証評価を受ける。

- (基準1) 理念・目的
- (基準2) 教育研究組織
- (基準3) 教員・教員組織
- (基準4) 教育内容・方法・成果
- (基準5) 学生の受け入れ
- (基準6) 学生支援
- (基準7) 教育研究等環境
- (基準8) 社会連携・社会貢献
- (基準9) 管理運営・財務
- (基準10) 内部質保証

【資料32】自己点検評価委員会規程

セ. 情報の公表

大学は公共的な機関であり、大学の教育研究活動の状況を社会に対して提供することは、大学の重要な責務である。

本学は、従来から教育研究活動等に関する情報についてホームページ等を通して広く社会に公表してきた。その後、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成22年6月16日22文科高第236号）を受けて、以下の教育研究活動に関する情報をホームページ上の「教育情報公表」（<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>）に集約し、公表している。

1. 大学の教育研究上の目的に関すること
学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの教育研究上の目的
2. 教育研究上の基本組織に関すること
学部、学科、課程、研究科、専攻の名称
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
学部ごとの専任教員数（職種別、男女別、設置基準上の必要専任教員数）、専任教員1人あたりの在籍学生数、各教員が有する学位及び業績、専任教員年齢構成
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入学者数、学生定員、在籍学生数、卒業生数、修了者数、就職状況（就職者数、進学者数、主な就職先）
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）、授業科目、授業方法、授業内容、シラバス
6. 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、卒業要件、修了要件、取得可能学位
 7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
キャンパス概要、交通アクセス、スクールバス、図書館・研究機関
 8. 授業料、入学料、その他大学が徴収する費用に関すること
学費（授業料・施設費・教育充実費）、入学金、その他徴収費用
 9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
学生の心身の健康に係る支援、ハラスメント防止対策、就職支援・進学支援、宿舎に関する情報（学生寮等）、課外活動（クラブ・同好会）
 10. その他
教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果、改善報告書、改善報告書検討結果

ソ. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

平成 17 年度から発足した FD 委員会は、本学の教育職員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進することを目的として以下の事項を審議し FD を推進するための活動を行っており、本看護学部でも同様とする。

1. FD 推進のための企画及び実施に関すること
2. FD に関する報告書等の作成に関すること
3. FD に関する調査・研究に関すること
4. 教育内容及び教育環境の改善に関すること
5. 教育技法の改善・向上のための具体的活動に関すること
6. 学生による授業評価の実施・結果公表と授業改善に関すること
7. 教育職員の質的開発を計るための組織的な研修に関すること
8. その他 FD の推進及び委員会に関すること

FD 委員会の具体的な活動としては、本学専任教員による授業改善に関する発表「FD サロン」と外部講師を招いた「FD 研修会」をそれぞれ毎年 1 回実施する。また、学生による授業評価アンケートを実施し、そのアンケート結果は各教員にフィードバックするとともにアンケート結果を踏まえた自己点検・評価報告書を作成し、次年度の授業改善に役立てる。

FD 委員会の構成員は、学長が委員長となり、各学部長、各研究科長、教務部長、学長が指名した若干名とする。

看護学部内においては、FD 委員会の下部組織として FD 推進部会が活動する。開学時は新人教

員の教育の一環として実習・講義などの授業展開、教材開発や授業評価、臨床との連携等について、計画的に研修会を実施する。さらに全教員向けにも研修会を企画し、大学教員として在り方や各自がそれぞれの職位に応じた役割と責任を自覚し、相互にその役割が果たせるように努力する。

その他、FD 委員会の目的に沿って全学的な取組に加わるとともに学部 FD 推進部会を中心として教育の質的向上を図っていく。

タ. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程の取組

教養基礎科目において、社会人として、職業人としての在り方を学習する「日本文化論（日本文化と礼儀作法）」、「キャリアプラン（就職とビジネス）」、生涯発達の視点から自分の生き方やキャリアデザインについて考える「家族と社会保障（私は生きる）」を配置した。また、「災害と危機管理（災害とボランティア）」、専門基礎科目の「ボランティア活動」を配置し、社会のニーズに応じた教育機関での活動を実際体験し、より身近に専門職業人の働き方を学習する機会を積極的に得られるようにした。さらに、本学部の1年次・2年次必修の「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」の一部で計画した。1年次では専門職業人になるための、4年後の目指すべき自分イメージについて、大学生活の過ごし方、学習方法、4年間の学生生活の計画や構想等を考えさせる。2年次では、職業人としての在り方、社会に通用するための礼儀や作法などについて演習を取り入れる。2年次より専門科目も徐々に開講されるため、学生の看護専門職への意識を高める機会となる。基礎セミナーは、小人数制のグループであり、同じ教員が3年間継続して学生のアドバイザーとして担当する。1年次から3年次までの担当を通して、学生の学習状況や看護専門職に対するコミットメントの状況を把握しながら、キャリアデザインが描けるように助言・指導する。4年次は卒業研究担当教員がゼミを通して、研究テーマの設定や課題探究の過程で、看護専門職としての在り方や各自の将来構想、キャリアデザインについて学習を促進する。

その他、本学部は実習施設として基幹病院を持たないために、多様な施設で実習する。各病院の特徴や看護職の専門性や働き方についても、学習できる機会ととらえ、実習オリエンテーションで各自がその視点をもって実習に臨むように意識づける。実習後、これらは全体で共有することで、各自の興味・関心を明確にし、将来どのような働きかたをしたいかについて検討する機会となる。

2. 教育課程以外の取組

本学はこれまで就職をサポートする部署が設置されており、専門の職員が学生の就職に関する情報提供、就職対策講座、相談事業等を実施している。看護学部においても国家試験対策委員会を看護学部独自に設置し、就職課や看護実習支援室(仮称)と連携し、就職に関する相談に応じる体制を整備する。3年次前期～4年次後期後半にかけ、実習病院等において開催されるインターンシップの情報提供をするとともに、積極的に参加を呼びかける。

学生部就職課において次のような特色ある就職支援プログラムを実施する。

1) 就職講座

①一般常識・基礎学力テスト「START（スタート）」を実施（1～3年次）

就職試験問題として出題される一般常識や能力・性格の適性検査問題などに本番と同様の形式で取り組む。年度初めに1～3年生を対象に実施し、結果報告書によって苦手分野を知り、補強することを目的とする。

②先輩看護専門職(看護師、保健師、養護教諭)と語る会（2年次）

看護職として病院で勤務する看護師や看護部長経験者、市町村や企業で勤務する保健師、学校で勤務する養護教諭等を招いて、看護専門職になるためにはどのようなことを行う必要があるのか、現場で必要とされる能力や課題など、直接話を聞くことで、看護専門職をめざすモチベーションを高め、将来の目標を明確にする。

③公務員講座（3年次前期～4年次前期）

一般教養（筆記）重視で行われる公務員試験に特化した講座（資料33）である。職種ごとの講座も並行して実施し、計40講座（対策模擬試験1回含む）が、テキスト代みの低額で受講可能である。採用担当者を招いての試験説明会を開催している。必要に応じて学生が自主的に受講する様に働きかける。

【資料33】就職講座関連資料

④国家試験対策講座（1年次～4年次）

看護師・保健師国家試験に合格するために国家試験に対する意識付けと学力強化をめざすために対策講座を実施する。この対策講座では看護師・保健師国家試験模擬試験を含めて実施し、必要に応じて個別指導を実施する。

⑤インターンシップ（3年次前期～4年次後期）

岐阜県内の実習病院等において開催されるインターンシップの情報を提供し、積極的に参加を促す。事前・事後の指導を徹底し、実際に社会で働くことの意義を先行体験するとともに、将来の就職先選択に役立てる。

⑥個別面談（4年次前期～後期）

学生・教員（卒業研究指導教員）・就職課職員（あるいは看護実習支援室）の三者面談で本人の意向や意欲などを踏まえて、将来について語りあう。進路相談から職業選びなどさまざまな相談を行う。

⑦教員採用試験対策講座 筆記編（3年次前期～4年次前期）（養護教諭）

4年次の7月に実施される教員採用試験1次試験に向けた対策講座である。試験内容ごとに講義形式で行い、一般教養及び教職教養などの出題予想問題を解説する。また、4年次の4月～5月に模擬試験を実施する。

⑧教員採用試験対策講座 実技編（3年次後期～4年次夏季休業）（養護教諭）

3年次12月から教員採用試験直前まで、集団面接や個人面接、グループディスカッションなどの実技試験の対策及び願書作成指導を行う。面接演習は岐阜県教員採用試験の面接官経験者を招き、本番さながらの体験ができるだけでなく、元面接官から貴重なアドバイスも受けることが可能である。またその様子をビデオ撮影し、客観的な視点から確認して本番に備える。

3. 適切な体制の整備について

これまで本学では学生に対する就職支援の教育課程内の取組については教務部が行い、教育課程外の取組については学生部が行っている。キャリア科目の設置に際して、全学に関わることについては全学教務委員会が中心となってカリキュラムの検討を行うが、事前に全学就職委員会からの意見を聴取しカリキュラムに反映する体制を整えている。その後部長会、学部長会を経て評議会において決定する。

看護学部単独でキャリア科目を設置する場合は、看護学部の教務委員会の下部組織としてカリキュラム検討委員会を発足させ、カリキュラムの検討を行い、最終的には学部教授会において決定する。全学的に関係する事項については、評議会に諮問して決定する。

4. その他 宗教行事について

本学には建学の精神の具現化として行われる宗教行事がある。先ず初めに1年生の授業開始日前に4年間本学で学ぶ新たな決意を宗祖に奉告することを目的として「入学奉告本山参拝」を行う。京都府にある西本願寺を参拝し、厳粛な宗教的雰囲気の中で、大学生活がいかに重大な意義を持つかを確認するとともに、真の人間形成のスタートとして、この機会に各自の心に明確な方向づけをする。また、学部クラス毎にバスでの移動のため、引率する教職員や2年生と3年生の学生が、新入生のアイスブレイクに一役買い、1年生がスムーズに大学生活に入ることができる機会となっている。

2年生では「報恩講と新成人の集い」を行い、自己の成長の基礎となった親や社会に対する感謝の心を培うとともに、成人としての責任や人間として生きることの尊さを自覚する契機となっている。

3年生では仏教の開祖である釈尊が「悟り」をひらかれたことを祝う行事として「成道会（じょうどうえ）の集い」（資料34）を行い、講演等を通して生きる喜びを味わい、人間としての真の幸福を確認する機会となっている。

上述の大きな行事とは別に、毎週月曜日の昼休みに「勤行」が行われ、法話を聞く場が設けられている。また月に一度、本学の教員が順に学生にメッセージを語る場（講話）も設けている。1週間の始まりに、落ち着いた雰囲気のもと、自分自身を振り返り、勉学に励む決意を新たにしている。年度末には「学生の皆さんへのメッセージ（宗教行事〔勤行〕の記録・講話集）」が発刊され全学生に配布され、教員からのメッセージを共有している。

学生は4年間を通して、宗教行事に参加し、自己中心的で頑ななところを離れたやわらかなところを知り、「平等」、「寛容」、「利他」の大乗仏教の精神を体得しているため、学内は、誠実で礼儀正しく、爽やかな学生の笑顔で溢れるような学風があり、今後も維持していく。

【資料34】「成道会の集い」関係資料